

令和4年12月清須市議会定例会会議録

令和4年12月2日、令和4年12月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 伊藤奈美 | 2番 | 浅妻奈々子 |
| 3番 | 齊藤紗綾香 | 4番 | 土本千亜紀 |
| 5番 | 松岡繁知 | 6番 | 山内徳彦 |
| 7番 | 富田雄二 | 8番 | 松川秀康 |
| 9番 | 大塚祥之 | 10番 | 小崎進一 |
| 11番 | 飛永勝次 | 12番 | 野々部 享 |
| 13番 | 岡山克彦 | 14番 | 林 真子 |
| 15番 | 加藤光則 | 16番 | 高橋哲生 |
| 17番 | 伊藤嘉起 | 18番 | 久野 茂 |
| 19番 | 浅井泰三 | 20番 | 成田義之 |
| 21番 | 天野武藏 | | |

計 21名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

| | | | | |
|----|---|------|------|------|
| 市 | 長 | 永田純夫 | | |
| 副市 | 長 | 葛谷賢二 | | |
| 教 | 育 | 長 | 天埜幸治 | |
| 企 | 画 | 部 | 長 | 河口直彦 |
| 総 | 務 | 部 | 長 | 岩田喜一 |

| | |
|--------------------------------------|---------|
| 危機管理部 長 | 丹羽 久 登 |
| 市民環境部 長 | 石田 隆 |
| 健康福祉部長兼 企画部新型コロナウイルス ワクチン接種対策監 | 加藤 久 喜 |
| 監査委員事務局 長 | 三輪 晃 司 |
| 建設部 長 | 長谷川 久 高 |
| 会計管理者 | 吉田 敬 |
| 教育部 長 | 加藤 秀 樹 |
| 企画部次長兼人事秘書課長 | 石黒 直 人 |
| 総務部次長兼総務課長 | 楢本 雄 介 |
| 総務部次長兼財産管理課長 | 飯田 英 晴 |
| 市民環境部次長兼保険年金課長 | 三輪 好 邦 |
| 市民環境部次長兼生活環境課長 | 松村 和 浩 |
| 健康福祉部次長兼高齢福祉課長 | 古川 伊都子 |
| 建設部 参事 | 猿渡 一 樹 |
| 企画政策課 長 | 林 智 雄 |
| 企業誘致課 長 | 沢田 茂 |
| 財政課 長 | 服部 浩 之 |
| 税務課 長 | 渡辺 由利子 |
| 収納課 長 | 辻 清 岳 |
| 危機管理課 長 | 舟橋 監 司 |
| 市民課 長 | 北神 聖 久 |
| 産業課 長 | 梶浦 庄 治 |
| 西枇杷島市民サービスセンター所長 | 下村 辰 之 |
| 清洲市民サービスセンター所長 | 石田 讓 |
| 春日市民サービスセンター所長 | 日比野 鋭 治 |
| 社会福祉課 長 | 鈴木 許 行 |
| 子育て支援課 長 | 藏城 浩 司 |
| 健康推進課長兼 新型コロナウイルス ワクチン接種対策室長 | 寺社下 葉 子 |

| | |
|----------------|---------|
| 土 木 課 長 | 村 瀬 巧 |
| 都 市 計 画 課 長 | 鈴 木 雅 貴 |
| 上 下 水 道 課 長 | 伊 藤 嘉 規 |
| 新清洲駅周辺まちづくり課長 | 前 田 敬 春 |
| 会 計 課 長 | 平 野 嘉 也 |
| 学 校 教 育 課 長 | 吉 野 厚 之 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 浅 野 英 樹 |
| 学校給食センター管理事務所長 | 吉 田 剛 |
| 監 査 課 長 | 木 全 信 行 |

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

| | |
|----------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 栗 本 和 宜 |
| 議会事務局次長兼議事調査課長 | 後 藤 邦 夫 |
| 議 事 調 査 課 係 長 | 鈴 木 栄 治 |

6. 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 5 1 号 清須市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案

日程第 3 議案第 5 2 号 清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

日程第 4 議案第 5 3 号 清須市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

日程第 5 議案第 5 4 号 清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

日程第 6 議案第 5 5 号 清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案

日程第 7 議案第 5 6 号 清須市立学校施設開放条例の一部を改正する条例案

日程第 8 議案第 5 8 号 令和 4 年度清須市一般会計補正予算（第 9 号）案

日程第 9 議案第 5 9 号 令和 4 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案

日程第 1 0 議案第 6 0 号 令和 4 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）案

日程第 1 1 議案第 6 1 号 令和 4 年度清須市水道事業会計補正予算（第 3 号）案

日程第 1 2 議案第 6 2 号 令和 4 年度清須市下水道事業会計補正予算（第 3 号）案

（ 傍聴者 1 3 名 ）

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (野々部 享君)

おはようございます。

令和4年12月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は21名でございます。

本日の会議を開きます。

一昨日の本会議に引き続き、日程第1、一般質問を議題といたします。

一昨日の本会議で、9名の方の一般質問が終了しておりますので、残っております議員の一般質問を通告の順に発言を許可いたします。

山内議員の質問を受けます。

山内議員。

< 6番議員 (山内 徳彦君) 登壇 >

6番議員 (山内 徳彦君)

皆さん、おはようございます。

議席6番、新世代、山内徳彦です。

ただいま議長よりお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

私からは、保育園登園時の危険防止につながる手荷物の負担軽減についてでございます。

本市の保育園に通園する保護者の方から、登園時の荷物が多く、小さな子どもと一緒に通園する際の負担となるため、軽減することはできないかとの要望がありました。

本市の保育園への登園は駐車場の整備が整っていない園も多く、徒歩か自転車を利用することをお願いしております。そのような状況で、多くの荷物を持ちながらの登園には危険が伴います。特に0～2歳の子どもをお持ちの保護者は、お昼寝布団におむつ、給食用エプロンなど、たくさん荷物を運ばなければなりません。また、0～2歳に兄弟がプラスされれば自転車の前後に子どもを乗せて、肩には大きなカバンをもたなくてはならず、自転車での登園は危険な状況となります。

特に大きな負担となっていると考えられるのがお昼寝布団です。金曜日にお昼寝の敷布団と掛け布団を持ち帰り、月曜日にそれらを持って登園しています。これらを解決できるものとして「お昼寝コット」があります。お昼寝コットとは、ポリエステルメッシュの布が張られた「簡易

ベッド」のことで、そのままベッドとして使えるため、使う時は「そこに置くだけ」、片づけるときは「移動させるだけ」の便利なアイテムで、積み重ねも可能となっております。このコットに張ってある布の多くはポリエステルなので、敷掛けのタオルケットさえあればよいことから洗濯も楽であり、洗濯が難しい敷布団よりも衛生的でダニの心配もありません。また、ほんの少しだけ高さがあるため、床と体の間に空気が通り、そのため夏は通気性がよくて涼しく、冬は床の冷たさが伝わらず暖かく、子どもたちの快適な睡眠に役立ちます。このような理由により、お昼寝コットを導入する民間保育園も増えてきており、その流れは公立保育園にも及んでくると考えられます。

次に、保護者や保育士の負担となっているのが紙おむつです。近年、使用済みのおむつを保育園で処分できることになり、帰りの荷物は少し減りました。しかし持参するというだけでなく、おむつ1枚1枚に子どもの名前を書くということも大変な作業です。そのおむつを子どもたちに間違えることなく使用することは保育士にとっても負担となっております。こういったことを解消する手立てとして、オムツ等のサブスクを取り入れている園が増えていると聞きます。これについて、以下、本市のご意見を伺います。

①お昼寝コットの導入

②おむつ等のサブスク

以上、御答弁よろしく申し上げます。

議長（野々部 享君）

最初に、1の質問に対し、藏城子育て支援課長、答弁。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

子育て支援課長の藏城です。

①の質問につきましてお答えをいたします。

お昼寝コットの導入については衛生的であり、軽量ゆえ運搬も容易で、スペースが確保できれば収納も簡単ではございますが、一定の高さや硬質であることから、導入については、ゆとりを持った設置スペースやつまずき防止への配慮等も必要であると考えております。

一方、布団につきましては、省スペースで、子どもが眠りたいときに簡単に用意ができ、入眠や覚醒の際に子どもが不安を感じるなど、保育者が寄り添いやすい等利点がある反面、衛生面や利便性では、お昼寝コットに劣ることも認識しております。

お昼寝コットの導入につきましては、特性や課題などのメリット・デメリットを総合的に検証

しながら、今後、調査・研究してまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

ありがとうございます。

それぞれメリット・デメリットはあることを認識の上で、コットの優位性についても御理解いただけていることをありがとうございます。

その上でお聞きいたしますが、導入に関して何か懸念されている点がありましたら教えてください。

議長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

現在、0歳から2歳の乳児クラスにおきましては、毎日お昼寝を実施しております。また、3歳以上の乳児クラスにおきましても、3歳児は4月から12月まで毎日、4歳・5歳児は7月、8月の2か月間は昼寝を実施している状況でございます。3歳以上の一次的な昼寝の実施の場合は寝具をどうするのか、コットに限らず保管スペースはどうするかなどの問題が考えられます。費用負担なども含めてどのような方法での導入が最適であるかの検討が重要であると考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

現在のところ、保管スペースや各御家庭の費用負担が問題点なのではとの御答弁でした。現在のお昼寝の実施状況については、乳児クラスは毎日、幼児クラスでは使用期間が短いとのことでしたが、3歳以上のクラスでも敷布団、掛け布団からなる布団セットを使用しているのかどうかお聞きします。

議長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

現在は全園児の方に布団の御持参をお願いしておる状況ですが、4歳から5歳の園児の中には、毛布を敷いて、その上にバスタオルのみでお昼寝をされているという園児もいる状況でございます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

ありがとうございます。

中には敷布団を必要としない園児もいるということでした。保育所保育指針の中には、お昼寝の時間をどれくらい設定するかについての具体的な記述がないことから、昨今の保育園では、4・5歳児クラスのお昼寝を行わない保育園も増えているようです。使用頻度の少ないクラスにつきましては、ほかの園の状況を参考にしつつ、布団の持参をなくすことも検討していただきたいと思います。

では、3歳児のお布団セットについてですが、今のところ使用期間は半年ぐらいしかないにもかかわらず、購入することが必要となっているのでしょうか。

議長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

現状はそのように運用しております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

分かりました。

では、午睡のメリット・デメリットについてですが、幼児クラスにおいてのメリットとして、昼食の後にお昼寝時間を設け、午前中の疲れを取り除くことで子どもたちは気分をリフレッシュして午後からの活動に参加できることと、また、ぐずりを防ぐこと、さらに注意力の低下などを防ぐことができると言われております。また、子どもたちのお昼寝時間は保育士にとっても重要

な意味がありまして、子どもたちが眠っている間、保育士の連絡帳の記載などの事務作業ができることがメリットとして挙げられます。

しかし、デメリットとして、子どもによってはそれほど午睡が必要ないケースもあるため、必要以上に長い時間となってしまう、夜に自宅で眠れなくなり、かえって生活リズムが崩れるということが懸念されております。

また、保育園では当たり前に行われる午睡も小学校に入学するとできなくなり、変化に対応することが難しいことなどがデメリットとして挙げられています。これらについてお考えをお聞きいたします。

議長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

財団法人日本小児保健協会というところが調査を行っておるんですが、その調査によりますと、ライフスタイルの変化に伴いまして、就寝時間が21時以降となり、睡眠不足のお子様の割合が多くなっているとの結果が出ております。午睡については、体や脳の疲れを癒すだけでなく、情緒の安定を図り、午後からの活動に意欲的に取り組むための活力を得ることができます。しかし、午睡の必要度には個人差がありますので、お子様の状況に応じて時間を短くするなど、個別対応をさせていただいております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

個々への御対応ありがとうございます。

今後、午睡に対する考え方においても様々な新しい情報が出てくることだと思います。それらの情報を元に、子どもたちにとって、よりよい環境づくりに努めていってほしいと思います。

それでは、先ほどコットの保管スペースのお話が出ましたが、現在、お昼寝布団を収納しているスペースがあると思うのですが、そちらを利用して収納するという方法はどうでしょうか。

議長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

現在、各御家庭からお持ちになられた布団セットにつきましては、スペースを確保しているところでございます。その場所がコットの収容に流用できるかどうかにつきましては、現在の布団セットであれば縦置きや二つ折り、三つ折り等スペースに合わせて収納が可能であることにより、様々な方法でよりコンパクトに収納が可能となっております。これらが布団セットの優位性だと認識しております。このことから、現在の収納スペースを確認する必要があると考えますので、すぐにコットの収容に流用できるかどうかにつきましては新たに調査が必要であると考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

現在の布団セットであればいろいろな形に変えられるので、収納スペースがそれに合わせて収納できるということで、コットの場合はなかなか形が変えれないというところがありますので、一度その辺の収納スペースについては、今後また調査と御確認をお願いいたします。

それでは、費用負担についてですが、私、調べたんですけど、大体1台が1万円ほどで、耐用年数というのが出てこなかったのも、もしも耐用年数が分かればお願いいたします。

議長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

議員のおっしゃるとおり、初期費用といたしましては1台あたり1万円程度となっております。

また、耐用年数ですが、メーカーにもよると思いますが、使用頻度や保管状況等で異なるために、設けられていないというふうに認識をしております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

ありがとうございます。

布団セットは0・2歳児は毎日の使用となっております、登園時の負担軽減と安全の確保のため、園の備品として取りそろえていただくこと、また、3歳から5歳児に関しましては、お昼寝を行

う期間が少ないこともあり、コットの導入、またはそれ以外の方法も併せて御検討くださるよう要望させていただきます。

それでは、次の質問へお願いいたします。

議長（野々部 享君）

最後に、②の質問に対し、藏城子育て支援課長、答弁。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

それでは、②の質問に対しましてお答えいたします。

保護者が持参による負担を軽減する方法は様々であり、議員御質問のオムツのサブスクリプションの導入も1つの方法であります。仮にサブスクリプションを導入した場合、購入費用負担は保護者になること、また使用されているおむつも年齢層における大きさやメーカーなど異なるなど課題が考えられることから、保護者の同意がなければ導入については難しいと捉えております。

乳児用おむつについては、引き続き保護者が購入し、保育園に持参をしていただく方法と考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

ありがとうございます。

費用負担面においては保護者の負担になるということなのですが、現在のおむつを持っていく方法とサブスクリプションを導入した場合の保護者負担増というのはどのぐらいになるのか、具体的に数字が分かれば結構ですので、お願いします。

議長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

費用面につきましては、御使用されているおむつのメーカーにもよりますが、一般的なメーカーの場合おおよそ1千200円ほどだと認識しております。

また、サブスクを利用した場合は、2千400円程度からの認識でございます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

ありがとうございます。

差額は2千400円と1千200円で、大体1千200円ぐらい。メーカーとか使用頻度によって、1千から1千500円ぐらいになるんじゃないかなと考えるんですけども、その差額も含めて、保護者の同意がなければ導入が難しいということなんですけど、サブスクの導入について、差額の提示を含めて、それらを元に、保護者や保育士または園には何かアンケートというか、御意見を頂戴したとか、そういったことは今までありましたでしょうか。

議長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

現在のところ、全体の調査というのも行っておりませんし、御意見等も今のところ伺ったところはない状況でございます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

まずは市民の皆様が何を望んでいるかということの意見の収集をしていただきたいと思います。

先ほど冒頭で申し上げましたが、サブスクの導入により、保護者はおむつに名前を書く手間や持参する手間がなくなり、保育施設側も紙おむつの個別管理がなくなるため、保育士の業務の負担が軽減されます。また、このことは先日の冨田議員の御答弁でもありましたが、保育士が勤務時間中に仕事が完了するよう効率化を図っているということだったんですが、労働環境の改善にもつながると思いますので、ぜひ、お願いいたします。

また、それによって子どもと向き合える時間が増えることもでき、きめ細かい保育ができるのではないかなと考えるんですけども、いかがでしょうか。

議長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

議員おっしゃられるとおり、負担が軽減されることによりまして、できることは増えるのでは

ないかと考えております。しかし、先ほども申し上げましたとおり、御家庭の費用負担増となることにおきましては保護者の同意が必要であると考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

費用負担も含め、まずは御意見の収集が何よりと考えますので、御検討願います。

令和元年10月から、幼稚園、保育所、認定こども園や地域型保育、企業主導型保育事業を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの保育料等が無償化になっております。また、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもも減額の対象となっています。そこで、補助の対象外になっている子どもたちへの支援としてサブスク、この差額を無償で補助して導入することができないかと考えますが、これについてはいかがでしょうか。

議長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

先ほどから御答弁させていただいているとおり、各御家庭の費用負担等も含めまして、調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

最後になりますが、補助の対象外になってしまっている御家庭において不公平感が生まれないため、また保護者や保育士の負担軽減につなげ、安全を確保できるよう、サブスクに切り替えることにより、かかる差額分を負担するといった形も含めて導入を検討していってもらえることを再度要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（野々部 享君）

以上で、山内議員の質問を終わります。

次に、松川議員の質問を受けます。

松川議員。

< 8番議員（松川 秀康君）登壇 >

8番議員（松川 秀康君）

議席番号8番、新世代、松川秀康でございます。議長のお許しを得ましたので、私から一般質問させていただきます。

道路維持管理業務員の活動状況について質問させていただきます。

平成23年度より、除草、道路陥没、舗装破損、交通安全施設の損傷の補修など道路維持に関する市民からの苦情に対応するため直営部隊である道路維持管理業務員を導入し、市道等の維持管理にあたっていると思います。また、本年度4月より、新たに道路維持作業員を増員し、道路維持管理の強化をしているとのこと。

しかしながら、我々会派、新世代の活動の一環として道路の清掃活動を行う中で、道路の陥没やJR枇杷島駅の西口側の枇杷島停車場線の側溝付近の雑草繁茂、道路端部の砂利だまりが目につきます。

さらに、JR枇杷島駅の東口側のアオキスーパーと線路の間の通路や昭和シェルのガソリンスタンド付近の通路に設けてある植栽帯は維持管理されているようには見えず、雑草が繁茂し、枯れた樹木が放置してあり、市の玄関口にふさわしい状態とは言えないような状況になっています。

また、道路の陥没は、通行する歩行者、自転車及びオートバイなどの転倒原因になり、側溝付近の雑草の繁茂は視界の妨げとなり、交通事故の原因にもなります。砂利だまりは、排水不良の原因にもなり、特に交差点付近の砂利だまりは、オートバイなどの二輪車が転倒する原因にもなり得ます。

適正に道路を維持管理することは、住みやすいまちづくりを進める上で不可欠であると考え、以下お伺いいたします。

①道路維持管理業務員を導入後の実績、増員したことによる効果について

②駅周辺の適正な維持管理の考え方及び具体的な対応策について

③幹線市道、その他市道の維持管理の考え方、今後の進め方について

以上、御答弁よろしくお伺いいたします。

議長（野々部 享君）

初めに、①の質問に対し、村瀬土木課長、答弁。

土木課長（村瀬 巧君）

土木課、村瀬です。

①の質問についてお答えします。

平成23年度から道路の維持管理をより適正に行うために、道路維持管理業務員を3名配置して、市民からの御要望に対応するため、軽微な舗装補修、草刈りや清掃、側溝蓋の掛け替え、カーブミラーの角度調整及びガードレールや標識等の損傷に対する応急措置など、多岐にわたり維持管理を行っています。

主な作業の年間平均実績は、舗装補修が約500か所、草刈りが約4千800㎡、側溝蓋の掛け替え、カーブミラーの角度調整等が約160か所行っています。

また、本年4月からは、さらに市民からの御要望に対応できるよう、道路維持管理業務員を3名増員して6名配置し2班体制をとっており、特に草刈りにつきましては10月までに約2万2千478㎡行って平均実績を多く上回っています。迅速かつきめ細やかな道路維持管理を行っています。

以上です。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

道路維持管理業務員を導入前にはどのような対応を取っていたのでしょうか。

議長（野々部 享君）

村瀬土木課長。

土木課長（村瀬 巧君）

道路維持管理業務員の配置以前は、市民からの御要望があった場合、職員が現地を確認して、対応できるものは職員で作業を行っていました。

以上です。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

件数は導入前と比べてどれぐらい増加しましたか。

議長（野々部 享君）

村瀬土木課長。

土木課長（村瀬 巧君）

職員が対応していたときの件数は不明であります。比較することはできないもので、道路維持管理業務員の配置後は巡回パトロールを行って事前に対応しているので、件数は増加しているのは間違いないです。

以上です。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

道路維持管理業務員の対応にあたって、その採用条件というのがありますか。

議長（野々部 享君）

村瀬土木課長。

土木課長（村瀬 巧君）

採用条件は特にありませんが、応募資格としまして、普通免許を有する方としています。

以上です。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

土木関連の業務経験等の有無は問わないということでしょうか。

議長（野々部 享君）

村瀬土木課長。

土木課長（村瀬 巧君）

軽作業になりますので、業務経験は問いません。

以上です。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

専門スキルを求めるのではなく、専用の要員を確保して集中して作業させることで効率的に対応するというを目的にしているという理解でよろしいでしょうか。

議長（野々部 享君）

村瀬土木課長。

土木課長（村瀬 巧君）

議員おっしゃるとおりの理解で結構です。

議 長（野々部 享君）

松川議員。

8 番議員（松川 秀康君）

ありがとうございます。

次、お願いします。

議 長（野々部 享君）

次に、②の質問に対し、村瀬土木課長、答弁。

土木課長（村瀬 巧君）

②の質問についてお答えします。

駅前ロータリー及び周辺道路の維持管理体制といたしましては、道路及び道路附属施設については、他の幹線道路と同様に、職員及び道路維持管理業務員が巡回パトロールを強化して維持管理に努めています。

また、植採帯については、高木は1年に1回、中木・低木は2回、除草は4回、定期的に維持管理を行っています。

以上です。

議 長（野々部 享君）

松川議員。

8 番議員（松川 秀康君）

植採帯の除草なんですけども、植採帯からとか歩道からはみ出さない程度に除草するのか、それとも根本まで除草するのか、その辺の基準とか作業マニュアル等というのはありますかでしょうか。

議 長（野々部 享君）

村瀬土木課長。

土木課長（村瀬 巧君）

除草については委託仕様書に手取りで行い、必ず除草工具等を用いて雑草を根から抜き取ることでなっています。

以上です。

議 長（野々部 享君）

松川議員。

8 番議員（松川 秀康君）

植採帯の除草がそうされているとは見受けられないような気がするんですが、J R 枇杷島駅東口の北側の歩道ですね、それと昭和シェルのガソリンスタンドの南側の植採帯についても同様な対応を取っているということよろしいでしょうか。

議 長（野々部 享君）

村瀬土木課長。

土木課長（村瀬 巧君）

J R 枇杷島駅の東口北側とガソリンスタンドの南側の歩道の植採帯については業務委託に入っておりませんので、道路維持管理業務員で対応させていただきます。

以上です。

議 長（野々部 享君）

松川議員。

8 番議員（松川 秀康君）

そのようには見えないので、いま一度点検のほうをお願いいたします。

J R の敷地からフェンスを越えて市道側に大きくはみ出している雑草があつて、結構、道路側に覆いかぶさっているんですが、J R に対して除草依頼というのはしているのでしょうか。

議 長（野々部 享君）

村瀬土木課長。

土木課長（村瀬 巧君）

J R 東海名古屋保線区に連絡をして除草の依頼をします。

以上です。

議 長（野々部 享君）

松川議員。

8 番議員（松川 秀康君）

定期的に J R のほうで除草していただくよう依頼していただくようお願いいたします。

市内全ての駅について同様の管理がされているということでしょうか。

議 長（野々部 享君）

村瀬土木課長。

土木課長（村瀬 巧君）

駅前ロータリーがあって広場がある駅については、同じ維持管理を行っています。

以上です。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

下小田井駅などの植採帯には花が栽培されていたりするのですが、これはアダプト・プログラムの活動でやっていただいているものだと思います。枇杷島駅周辺をはじめ現在のアダプト・プログラムの実施状況はどのようになっておるのでしょうか。

議長（野々部 享君）

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

企画政策課長、林です。

現在、アダプト・プログラムについては19団体が登録しておりまして、道路や公園などの公共施設を活動場所として活動しておりますが、JR枇杷島駅周辺の活動をしている団体はございません。

団体登録の流れについては、5名以上の団体が管理を希望する道路や公園などを指定して申込み、市はその内容を審査の上で、申込み団体と合意書を取り交わしております。そのようなことから、活動場所を市は指定しておりません。

以上です。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

これはあくまでもその団体側からの申込みがない限り、受け付けないということでしょうか。

議長（野々部 享君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

基本的には、団体側からの申込みにより希望する管理、したい場所を申込みがありまして、登

録するものであります。

以上です。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

できれば、市のほうからも募集していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（野々部 享君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

団体等につきましては、あくまでもやりたい場所等があります。既に私的に活動している方もいらっしゃるしまして、担当のほうからも声かけをさせていただいた経緯もございます。ただ、できれば長く継続して活動していただきたいこともありますから、できれば活動したい場所で登録いただくという形でやっております。

以上です。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

可能であれば市のほうから場所を指定して募集するような、お声かけするような、そういったこともできればやっていただきたいと思います。

次、お願いいたします。

議長（野々部 享君）

最後に、③の質問に対し、村瀬土木課長、答弁。

土木課長（村瀬 巧君）

土木課、村瀬です。

③の質問についてお答えします。

幹線市道及びその他市道の維持管理については、路面状態を重点に置き、路面正常基礎調査、いわゆる道路ストック点検を実施して、点検結果を元に舗装個別施設計画書を策定して舗装修繕工事を行っています。

また、側溝や樹等の排水施設の維持修繕、草刈り、道路附属施設の維持管理などについては、

定期的に道路維持管理業務員及び職員がパトロールをして、不具合及び修繕が必要な箇所があれば緊急を要するものを優先的に維持修繕するなど、今後も適正な維持管理を進めてまいります。

以上です。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

道路ストック点検というのは、具体的にはどのようなものでしょうか。

議長（野々部 享君）

村瀬課長。

土木課長（村瀬 巧君）

路面の状態を測定できる車両を用いて、ひび割れ、わだち掘れ、平坦性を測定します。その結果、路面の状況の悪い箇所に対して、舗装の強度や路床の支持力を推定し、健全度を判定するための調査や構造調査、試掘調査を行い、修繕方法の立案を行うものです。

以上です。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

舗装個別施設計画書というものは、各市道についてどのようなタイミングで作成されるのでしょうか。

議長（野々部 享君）

村瀬課長。

土木課長（村瀬 巧君）

毎年の道路ストック点検調査結果を踏まえまして、路線の重要度、修繕の程度などを各評価指標を設定し、修繕優先順位の検討を行い、計画を策定しております。

以上です。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

毎年、全市道についてストック点検をやっているという理解でよろしいですか。

議長（野々部 享君）

村瀬課長。

土木課長（村瀬 巧君）

5年の計画になっておりますので、毎年その5年間の中で割り振って点検を行っております。

以上です。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

5年間で全市道という、そういう理解でよろしいでしょうか。

議長（野々部 享君）

村瀬課長。

土木課長（村瀬 巧君）

議員のおっしゃる理解で結構です。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

ありがとうございます。

道路ストック点検調査は、道路維持管理業務員が実施しているのでしょうか。

議長（野々部 享君）

村瀬課長。

土木課長（村瀬 巧君）

道路ストック点検は業者に委託をしているもので、道路維持管理業務員は行っていません。

以上です。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

道路ストック点検と同時に側溝や柵等の排水施設の維持修繕というかチェックですね、あと、草刈りとか道路附属施設の点検、その同時に行うということではできないのでしょうか。

議長（野々部 享君）

村瀬課長。

土木課長（村瀬 巧君）

こちらの道路ストック点検の対象となる構造物ではないので、対応することができません。

以上です。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

道路維持管理業務員の2班体制を取って10月までに約2万2千478㎡の草刈りがされたことですが、見る限り、まだまだ草刈りが必要な箇所が見受けられると思います。2班体制で十分だと思いますか。さらにこの体制を拡大する可能性はあるのでしょうか。

議長（野々部 享君）

村瀬課長。

土木課長（村瀬 巧君）

今のところ2班体制で問題ありませんので、体制を拡大することはありません。

以上です。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

必要に応じた体制を取って適正な道路の維持管理をしていただきますようお願いいたします。

市民の皆様の安全安心な暮らしのために道路の維持管理は不可欠であります。最近はSNSを利用した市民からの情報提供というのもあり、それらの情報を効率よく処理できるよう、巡回パトロールと併せて計画的に作業を行っていただくようお願いいたします。

また、市内の各駅周辺の美化・整理についても計画的に実施していただきますようお願いいたします。

JR枇杷島駅については、アダプト・プログラム等を活用するなどして、季節感のある植採帯を整備して、市の玄関口としてふさわしい景観としていただくよう要望いたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。

議長（野々部 享君）

以上で、松川議員の質問を終わります。

次に、大塚議員の質問を受けます。

大塚議員。

< 9 番議員（大塚 祥之君）登壇 >

9 番議員（大塚 祥之君）

議席 9 番、新世代、大塚祥之でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

私からは大きく 3 点、よろしくお願いいたします。

大きく 1 点目、本市における学校施設の建て替えについて。

本市では、「清須市教育委員会基本方針」を基に「清須市学校施設長寿命化計画」を策定し、平成 29 年度から西枇杷島小学校、清洲小学校の施設整備をはじめ令和 3 年度に清洲東小学校、桃栄小学校の施設整備を行い、市内 12 校の長寿命化改修工事が完了して、学校施設に求められる機能・性能を確保する目的を達成しています。また、この長寿命化により、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合、約 70 年から 80 年程度の長寿命化を図ることが可能となり、本市の目標使用年数は、学校施設の構造体耐久性調査の結果等に基づき、80 年となりました。しかしながら、当初行った長寿命化改修から 5 年が経過し、残りの年数の中で、今後は学校施設の建替えを考えなくてはならない現実問題に直面します。本市の未来を担っていく子どもたちのよりよい学びの場を提供していく上で欠かせない事業として、本市の御所見をお伺いいたします。

大きく 2 点目、英語イマージョン教育について。

2020 年、豊橋市立八町小学校において、公立小学校としては全国初となるイマージョン教育が導入されました。イマージョン教育とは、英語を「目的」としてではなく「手段」として学ぶ教育プログラムです。具体的には、英語を科目として教えるのではなく、英語を算数や理科など別の教科の中で使い、その結果として語学力を習得させるというものです。

また、イマージョン教育の目標は、単に英語力を身に付けることだけではなく①「ネイティブレベルでの英語コミュニケーション能力の育成」、②「日本語力の維持・向上」、③「学齢にふさわしい教科の知識」、④「異なる言語と文化への理解。また母文化への誇り」など 4 つの目標を掲げています。もちろんイマージョン教育には「圧倒的なインプット・アウトプット量により、ネイティブに匹敵するレベルの英語力に早い段階で到達できる」、「認知力が高まる」というメリットと「コストがかかる」、「導入ハードルが高い」というデメリットもありますが、今後英

語教育の本格化が進む中、英語を学ぶのではなく、英語で学ぶ教育スタイルについて本市のお考えをお伺いいたします。

大きく3点目、障害者に向けたデジタル・ディバイドの是正について。

インターネットや携帯電話をはじめとするITは、障がい者のコミュニケーションや情報アクセスを支援し、日常生活をより快適にする役割を果たしています。

例えば、視覚障がい者に関しては、点字ディスプレイや音声読み上げソフトを利用することにより、好きなときに容易に本が読めるようになりました。特に、これまで点字化や朗読になじまなかった辞書や百科事典、あるいは新聞、週刊誌など時事的な情報へのアクセスが容易になるなど、ITが果たす役割は大きくなっています。また、SOHOによる社会参加や聴覚障がい者の外出中におけるメールによるコミュニケーションも可能となりました。しかし、IT化の進展によるメリットを障がい者が十分に享受できない場合もあり、テキストベースの情報であれば、視覚障がい者は点字ディスプレイや音声読み上げソフトが利用できますが、ウェブ技術が向上したため、画像、映像、フォーム、表を活用し、視覚デザインを重視したホームページが増えたことで、これら文字情報以外の情報を読み取ることが困難となっています。

また、肢体不自由者の場合には、キーボードやマウスなどの利用が困難な場合があり、障害の状況に応じた様々な機器を利用する必要があります。このような障がい者特有の事情に加え、収入や情報量、社会参加の機会などの制約から、一般的にデジタル・ディバイドをさらに生じる可能性があることも留意しなければなりません。

近年、インターネットを使つての情報の取得、Web会議への参加や手続など、生活の中でICTが果たす役割が年々大きくなっています。しかしながら、その一方で、様々な理由によってスマホ・パソコンが利用できない、利用していない多くの障がい者が取り残され、早急にこの状態を解消することが課題となっています。全国で様々な取組が実施される中、本市におけるこの課題解決に向けた手腕等をお聞かせください。

以上、御答弁よろしくお願ひいたします。

議長（野々部 享君）

最初に、1の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学校教育課、吉野です。

1の質問についてお答えします。

平成29年度から令和3年度までに全校で実施した校舎の長寿命化等改修工事により、今後適正な維持管理を継続していくことで躯体の目標使用年数80年の長寿命化を図ることができました。

また、本年度ライフライン劣化度調査を実施し、現時点における調査結果ではライフライン等について劣化がひどく、直ちに大規模な改修や修繕が必要な箇所は指摘されておりません。ただし、今後、目標使用年数の80年まで維持していくためには、電気設備や給配水設備等について、状況に応じて改修を行っていく必要があると考えております。

今後におきましては、児童生徒の人口動向や学校施設の耐久性等を考慮しながら、市内全域の小中学校の在り方を検討していかなければならないと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

今、御答弁の中で、今後、市内全域の小中学校の在り方の検討が必要だという答弁でした。今、私が一般質問しております学校施設の建替えの計画等を策定するにあたり、今後考えられる課題も含めて、どのような指針で進められるか、これは加藤部長にお伺いいたします。

議長（野々部 享君）

加藤教育部長。

教育部長（加藤 秀樹君）

教育部長、加藤でございます。

全12校、先ほど申し上げましたように、令和3年度で長寿命化改修工事のほうはひとまず完了しております。この学校の中で一番古い学校というのが清洲小学校、そして新川小学校が建築年が昭和30年になりますので、令和17年には築後80年ということになってまいります。今後十数年の間には、改築であったり増築、または学区の区割りなど、様々な多角的に検討を進めていかなければならないと考えております。

また、児童数につきましては、生まれたお子さんは、ここ数年は減少傾向でございます。しかし、清洲地区につきましては、清洲駅前土地区画整理事業であったり、また将来的には一場東部土地区画整理事業などの計画があるということがございますので、ここは人口増員の要因がございます。こういった人口動向を注視した児童数の想定が必要となってまいります。10年後、そ

して20年後に児童が何人となるのか、より精度の高い想定が必要となってくると考えておりますので、まずはここ数年の人口実態というのを注視してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

今、加藤部長から人口動態を注視していくということでの御答弁をいただきました。本市は第2次総合計画の後期基本計画の中の清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略2020で示している目標達成のため、また、まちの創生実現のために基本目標を定めて、人口減少の局面を迎えることなく、穏やかに増加するため、あらゆる施策を講じているということで私は理解しております。

こうした中で、学校建替えを策定するにあたり、関連ということで、企画・総務・建設部としまして、今後どのような動向に注意すべきか、また、今後考えられる課題について、これは各部長からの動向と課題についての御答弁をいただきたいです。お願いします。

議長（野々部 享君）

河口企画部長。

企画部長（河口 直彦君）

企画部長の河口です。

今、総合計画とまち・ひと・しごとの計画のほうに載っております、そちらのほうには、推計人口等載っております。その計画どおり清須市も今のところ動いておる状況でありますので、そういった人口の推移等をどのように見ながら今後考えていくのかというのが重要なところではないかというふうに考えております。

以上です。

議長（野々部 享君）

岩田総務部長。

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

学校施設で建築年度が、先ほども教育部長が答弁いたしましたけども、学校施設で建築年度が最も古いのは建築から67年が経過している清洲小学校と新川小学校になりますが、公共施設個

別施設計画では、13年後の2035年に改築を目途として、教育委員会のみならず企画部、総務部、建設部もそうですが、現時点で承知をしているところです。

学校施設の建替えという大規模な事業については、今後、学校教育課が中心となって、しかるべき適切な時期に課題となる案件を含めて、より具体的な協議が始まることになると考えております。総務部に限らず、関係する全ての部局が連携しながらこの事業を進めていくことは当然だと思っております。

総務部としましては、公共施設等総合管理計画と公共施設個別施設計画を所管する財産管理課と予算編成を所管する財政課が大きく関係してくると思っております。財産管理課としましては、学校施設を含めて、インフラ資産を除いた全ての公共施設の在り方などを所管しておりますので、改修や改築などのスケジュールの平準化が課題、財政課としましては、全事業、市の財政運営を所管しておりますから、補助金や起債を除いて、とりわけ特定目的基金への計画的な積立てや一般財源の軽減化・平準化が課題になってくると思っております。

大塚議員御承知のとおり、公共施設個別施設計画は、その該当する年度に該当する施設改築を必ず実施するというものではなく、特にハード面に鑑みた、あくまでも改築の目標とすべき計画年度として策定したものでありますので、施設の躯体の状況に応じて、改築の前倒しや後送りも十分に考えられます。

繰り返しになりますが、関係する全ての部局が連携しながら、この学校施設の建替えという大規模な事業を進めていくことは当然のことと思っておりますので、適切に対応したいと思っております。

以上です。

議長（野々部 享君）

長谷川建設部長。

建設部長（長谷川 久高君）

建設部長、長谷川です。

建設部局といたしましては、新市建設計画及び現在の第2次総合計画に基づきまして、まずは治水対策や減災・防災、交通安全対策など、安全・安心に暮らせるまちをつくること、また、市街化整備や生活インフラ整備による便利で快適に暮らせるまちをつくることを目標に様々な整備を進めております。

全国的には少子高齢化が進む中ではありますが、清須市としては、人口を減らすことなく、ま

ちづくりを進めていかなければならないと考えており、今、実施している区画整理事業など、そういった市街地整備を迅速に推進していくことは重要であるのではないかと考えております。

これまでの例からも、区画整理事業が概成すれば人口の増加というものが見込めますので、今後も、先ほどの総務部長、企画部長、教育部長のお話のとおり、関係部局と連絡調整を密に取りながら進めていければというふうに考えております。

以上です。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

今、各部長から大変すばらしい御答弁をいただいたと思います。学校建替えの計画策定するにしても、今いろいろなことを考慮しなければならない動向、課題についてということをお聞かせいただきました。その中で、学校教育課として、こういった問題が懸念がなされる中で、今、連携ということだとか、情報共有も含めて、そういったことが答弁の中に出てきたんですけど、もう一度、加藤部長、学校建替えに対する意気込みというか、今、この答弁を聞いたお考えをもう一度お聞かせください。

議長（野々部 享君）

加藤教育部長。

教育部長（加藤 秀樹君）

教育部長、加藤でございます。

まさに今、各部長が申し上げましたとおり、学校の今後の在り方というのは本当に大きな課題、問題でございます。いろいろな区画整理や土地の問題、また自治会や予算、いろいろ全体に影響してまいりますので、今後におきましては、横断的にそういった専門部署との情報共有、情報収集を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

ぜひ、よろしく願いいたします。

また、この問題は、今、各部局からの御答弁をいただきましたけど、天竺教育長にも、この建

替えというものに対するお考えをお聞かせ願いたいと思います。お願いいたします。

議長（野々部 享君）

天竺教育長。

教育長（天竺 幸治君）

教育長の天竺です。

この課題は将来的な市内の各小中学校の設置の在り方に関わる大変大きな課題であると私も考えております。したがって、ただいま学校教育課長、教育部長が申し上げましたとおり、人口動向の想定作業ですとか精査、あるいは増築・改築も含めた様々な検討案や通学区域の変更案、そのようなことにつきまして庁舎内で協力をして連携をして計画的に行っていきたいと思っております。

そして、何よりも実際に通うことになる子どもたちの登下校の安全面ですとか交友関係、地域のコミュニティ等の地域社会の実情の視点も大事にしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

今、皆様方の御答弁をいただいて本当にありがとうございます。

この問題は本当に先送りできない、本市にとっての大切な事業となってまいります。関係各課と情報共有を行っていただきまして、清須市として全力でこの計画の策定に取り組んでいただくことを要望いたしまして、次の2の質問をお願いいたします。

議長（野々部 享君）

次に、2の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学校教育課、吉野です。

2の質問についてお答えします。

英語を用いて学校生活や事業を行い、英語のコミュニケーション能力を自分の長所として活かし、グローバル社会で活躍することができる子どもを育成することがイマージョン教育の狙いとされております。

そして、英語で学ぶことによる英語力、コミュニケーション能力の向上が期待されていると聞

いております。八町小学校における開設経緯、その指導内容も含め、今後、調査・研究してまいりたいと考えております。

現在、本市では5名の英語専科教員と5名のALTを配置し、小学校の外国語教育に取り組んでおります。年3回、情報交換をする機会を持ち、お互いの力量向上に努めております。

また、英語専科教員やALTが授業公開を行い、学校全体での情報共有も行っております。今後も清須市の英語教育の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

ありがとうございます。

今、本市では英語専科教員5名、ALT5名ということで、今後の英語教育の向上に努めていくということだったと思いますけども、今この体制での現状の問題点だとか、改善点等がありましたらお聞かせください。

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

現状における主な問題点や改善点といたしましては、新たな人材を確保したいと思いつても、なかなかそういった人材が見つからないことだと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

今、新たな人材が確保したくてもなかなか見つからないということでしたけども、今後も本市の英語教育、今、英語専科が5名、ALTが5名ということで大変難しい状況だと思いますけども、この人員の確保というものと、さらなる清須の英語教育向上のための、こういった形の増員に向けた体制づくりというものを今から考えていただきたいと思います。

今、学校教育としての御答弁というか、お考えというものはお伺いいたしましたけども、今後未来ある本市の子どもたちの教育の一環として、英語イマージョン教育の検討もしていただきたい

いという気持ちはあるんですけども、こちらに対してもう一度天竺教育長、御所見をお聞かせください。

議長（野々部 享君）

天竺教育長。

教育長（天竺 幸治君）

教育長の天竺です。

教育長、教育委員会としましては、常に最新の教育情報、教育政策に向き合い、持論を持つことは大事であると考えております。

英語教育につきましても、今後ますますグローバル化していくであろう社会に対して大変重要な分野であると考えており、本市でも英語専科加配教員、ALTを中心に、各小中学校工夫して取り組んでおります。

幸い八町小学校と本市教育委員会は密に情報交換できる状況にございますので、今後、情報提供も含めて参考になることは各小中学校と共有してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

今、情報共有とか情報交換ができるということであったものですから、本市の子どもたちに対応しているグローバル化に対応していくためにも、また、こういった情報をしっかりと取って共有していただいて、こういった教育に対する新たな挑戦というものをしていっていただきたいと思いますので、その点よろしく願いいたします。

ありがとうございます。

大きい3番お願いいたします。

議長（野々部 享君）

最後に、3の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。

3の質問に対してお答えいたします。

障がいがある方にとって情報通信技術であるICTの利活用は、自立生活、在宅就業、就労に

向けた教育、生活や就労のための情報収集等、社会参加を容易にするものであることは認識しております。愛知県では、障がいがある方等の自立と社会参加の推進を目的として、ICTの利用機会の拡大や活用の向上を図り、情報へのアクセスを円滑に行えるよう支援する障害者ICTサポート総合推進事業を実施しております。

また、障がいがある方からのICT機器に関する相談を受ける総合的なサービス提供拠点としてICTサポートセンターが県内に5か所あり、そのうち清須市民の方が相談できる委託先は4か所あります。現在のところ、障がいのある方もしくはその家族からICTを活用した生活支援や就労相談等がないことから、今後は相談窓口において愛知県が行う事業を紹介することで、障がいのある方が日常の生活の中でICT機器に触れ合う機会を増やすことができるよう努めてまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

今、社会福祉課への御相談はないということで、ICTサポートセンターへ紹介できればということであったんですけども、このICTサポートセンターで清須市民の方が相談できる委託先が先ほど4件ということでありましたけども、この4か所で市民の方からの相談件数というものは把握はしていらっしゃいますでしょうか。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

委託先4か所の令和3年度におけます相談実績につきましては、全体で2千541件と聞いております。そのうち清須市民からの相談については、2人から2件あったということで把握しております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

この相談件数2件ということで、どう分析するかということにもなりますけども、この2件と

いうものは本市における障がい者全体としての何%ぐらいにあたりますか、お聞かせください。
分かる範囲で結構です。

議 長（野々部 享君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

清須市内で約3千200名の方が各種の障害者手帳をお持ちでございます。お一人1件相談ということで考えますと約0.06%となっております。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

ありがとうございます。

今、約0.06%という答弁だったんですけども、この現状というものに対して社会福祉課としてどのような御所見をお持ちになったかお聞かせください。

議 長（野々部 享君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

現在、国等におきましてもこの事業のほうは周知させていただいているということですが、まだまだ認知度のほうが低いということもありまして、ICTサポートセンターを利用される方につきましては少ない状況であると考えております。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

ありがとうございます。

非常に国が周知をしているにもかかわらず、多分、認知度というものが低い結果だというふう
に捉えております。

先ほどの答弁の中に、ICTを活用して生活支援だとか就労相談がないことから、今後は先ほどの4か所の事業所を紹介していくということでしたけども、本市においてもこういった形のも

のを周知啓発というものが非常に必要んじゃないかというふうに考えますけども、いかがでしょうか。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

この事業につきまして、より多くの方に知っていただくことが必要ということで考えております。今後、相談におみえになった方に対しましては、社会福祉課、社会福祉協議会になります障がい者サポートセンター清須においても紹介するとともに、広報・ホームページ等によるほかの啓発方法についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

ありがとうございます。

こちらは本当に大切なことなんで、この周知方法で相談する方の件数とかも増えてくると思いますので、これはぜひ御検討のほどよろしくお願いいたします。

今、社会福祉課のほうから御答弁いただきましたけれども、もう少し身近な支援としまして、半田市では障がい者のデジタル活用支援の一環ということで、スマートフォンの使い方や活用方法などのスマホ教室というものを推奨しております。本市でも開催についてのお考えというものを伺いたいわけですけど、半田市は企画というところでやりましたんで、スマホ教室という企画政策課と思いますので、企画政策課としての御答弁お願いいたします。

議長（野々部 享君）

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

企画政策課長の林です。

先ほど議員おっしゃった半田市の障がい者向けのスマホ教室ですが、障がい者向けのスマホ教室と検索をかけると比較的前のほうに出てくるものですから、私も少し見させていただきました。

半田市のスマホ教室は、半田市の一般社団法人が半田市を連携自治体として、今、総務省が実施しております利用者向けデジタル活用支援推進事業の事業者の採択を受けて開催したものです。

採択事業者は、もともと障がい者に在宅就労支援などをしており、障がい者へのデジタル導入サポートなどのノウハウを持っている事業者と聞いております。障がいの状況によって使用する機器やソフト・アプリなどが違うことから、一律に教室方式で開催するには一定のノウハウを持つ事業者との連携が必要と考えます。まずは、先ほどの答弁にもありましたとおり、県が実施している相談事業に促して、歩調を合わせた支援を実施するとともに、今後、障がい者がICT機器を利活用できるような支援策については情報を収集していきたいと考えております。

以上です。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

御答弁ありがとうございます。

情報収集ということでしたので、ぜひ、しっかりこの辺は情報を取っていただいて、支援につなげていただきたいというふうに思います。

厚生労働省では2040年を展望とした社会保障・働き方改革本部、障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチームを編成しておりまして、障がい者就労支援のさらなる充実強化に向けた主な課題と今後の検討の方向性についての中間取りまとめを行っております。その中では、近年、IoT、AI、ロボット等の技術革新や多様な働き方の普及など、障がい者就労を取り巻く環境も大きく変化してきており、新たな支援ニーズも出てきている。

さらに、新型コロナウイルス感染症への対策として、給与においては、オンラインでの対応活用やテレワークでの在宅勤務の必要性などが高まっており、こうした新たな生活様式の定着を見据えた取組により、ウィズ・ポストコロナ時代には障がい者の就労の可能性もさらに広がりを見せることが予想されるというふうに述べております。

今、私が質問した障がい者に向けたデジタル・ディバイドの是正が、最終的にはこのような就労支援ニーズに対応する課題解決に必要な事業や支援につながっていくというふうに考えます。本市においても、これまで以上に障害者ICTサポート総合推進事業の周知徹底、先ほど林課長がお答えになってくださったスマホ教室の開催など、難しいところはあるかと思うんですけども、この事業を推奨する施策の検討を今後もしていただきたいことを要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

御答弁ありがとうございました。

議 長（野々部 享君）

以上で、大塚議員の質問を終わります。

ここで、10時55分まで休憩といたしたいと思います。

よろしく願いいたします。

（ 時に午前10時41分 休憩 ）

（ 時に午前10時55分 再開 ）

議 長（野々部 享君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、高橋議員の質問を受けます。

高橋議員。

< 16番議員（高橋 哲生君）登壇 >

16番議員（高橋 哲生君）

16番、新世代、高橋哲生。議長のお許しをいただきましたので、私からは、通告に従い、4件質問をさせていただきます。

まず、第1番目、枇杷島橋のあり方についてであります。

現在、令和12年の完成を目指して枇杷島橋架け替え工事が進んでいるところです。言うまでもなく「美濃路」に架かる清須と名古屋を400年つないできた、歴史上極めて重要な橋であり、本市にとっては名古屋市からの表玄関口でもあります。この枇杷島橋から望む景色は七勝八景と称され、尾張名所図会など、江戸明治期の名所案内には必ず登場するほどの名勝の地でありました。現在でも、橋の上から庄内川、名駅摩天楼群、JR、新幹線、名鉄電車、赤とんぼ橋、御嶽山などの景色が目を楽しませてくれます。裏返せば、新幹線や名鉄からもよく見える清須・名古屋のランドマークにもなる橋であります。このように歴史的、景観的意義を考えたとき、枇杷島橋を清須・名古屋の観光資源として整備しない手はありません。

そこで、まず市長にお尋ねします。

①新たに整備される枇杷島橋を美濃路、尾張西枇杷島まつりや庄内川と関連する本市の観光スポットとして位置づけていくことについてお考えを伺います。

さて、今回、枇杷島橋を整備するにあたり、枇杷島橋の材質、彩色、照明などの意匠やオープンスペース、標示看板、音響、VRなどの付加設備、あるいは愛称募集など、その在り方には本市としては特にこだわっていきたいところであります。

そこで、お尋ねします。

②橋の設計については名古屋市が担っているところですが、本市としてどこまで関与していますか。また、進捗をどこまで把握していますか。名古屋市と連携して、その在り方を模索していくべきではありませんか。

③庄内川激特事業に伴って、ポケットパーク、大根人形・看板・道標・柳の木、かつてこれがあったんですけど、それを撤去しまして移転されております。この復元を含め、橋のたもとに名古屋から清須への玄関口にふさわしいランドマークやオープンスペースを整備すべきだと考えますが、そのお考えを伺います。

大きな2番です。清須市誕生20周年についてであります。

3年後の2025年7月に清須市が誕生して20周年を迎えます。まさに20年前は赤ちゃんだった本市がいよいよ成人いたします。私は、この機に市民全体でこの記念日を祝うと同時に、清須市が大人になるために清須市民憲章と自治基本条例を市民の手により策定することが必要と考えます。これらも含め、20年の歩みの節目をどのように祝い、どのように迎えようとしているのかお考えを伺います。

大きく3番目であります。保育園の認定こども園化についてであります。

これまで市内では、春日小学校区で夢の森保育園からゆめのもりこども園への民営化、清洲小学校区の一場保育園から愛知医療学院短期大学附属ゆうあいこども園へ民営化、古城小学校区では、はなのもりこども園の誘致など、3園の認定こども園が開園しています。幼児教育の無償化により、公立保育園や公立幼稚園より私立の認定こども園や幼稚園を志向する傾向であり、公立の定員割れが起こっています。この流れは加速していきます。

また、これまで何度も訴えてきておりますが、本市は元来、私立幼稚園が1園もなく、公立の幼稚園も西枇杷島に1園あるのみで、公立私立のバランスも悪く、愛知県で出生率ナンバー1にふさわしい幼児教育・保育の提供体制が不十分であります。これを充実させ、清須市に移り住んで子育てしたいと思える人をたくさん呼び込めるまちにしなければなりません。

そこで、お尋ねします。

第4番目の認定こども園の開園をそろそろ進めなければならないと考えます。

清須市公共施設個別施設計画では一番早いところで2030年度に桃栄保育園と西枇杷島第一幼稚園の民営化をうたっていますが、計画を早めることも含め、第4番目の認定こども園の開園、そして、その後の第5、第6の整備計画をどのように考えているのか伺います。

大きく4番目、新教育長の抱負であります。

天竺教育長、このたびは清須市3代目教育長の御就任おめでとうございます。

天竺先生には最後にお務めになられた西枇杷島中学校では保護者の1人としても大変お世話になり、ありがとうございました。また、新川高校の同期生からも天竺先生に中学生の時大変お世話になったと、よい話をたくさん聞いているところであります。天竺教育長には心に秘めた気高き情熱をもったお人柄で、真摯に真っすぐに子どもたちに向き合っていただける方であると、その御活躍を心から期待するものであります。

そこで、この際、新たな清須市教育長として、これからの本市の教育振興についての抱負をぜひ御披露願います。

以上、御答弁よろしく願いいたします。

議長（野々部 享君）

最初に、1の①の質問に対し、鈴木都市計画課長、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

都市計画課長の鈴木です。

1の①の質問についてお答えいたします。

枇杷島橋が歴史的に重要な橋であることは、本市のみならず工事主体である名古屋市も認識されております。このため、橋の景観にも配慮がされると伺っております。本市といたしましても、枇杷島橋が観光スポットとなるよう期待をしております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

ありがとうございます。

私、市長にお伺いしてなんですけど、課長のほうが御答弁いただいたんですけど、私の質問なんですけど、清須市の観光スポットとして位置づけていくというお考えということによろしいですか。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

具体的に観光スポットとして位置づけした計画は、現時点はございませんが、歴史的にこの橋が清洲城・名古屋城の間にある美濃路街道をつなぐ橋で、初代の橋から400年もたつような歴史ある橋だということは十分認識をしておりますので、工事の主体でございます名古屋市もそのあたりは設計から意識をされておりますので、そういったものが反映されたものとなるというふうに認識はしております。

観光スポットとしての具体的な計画というのは、今の時点ではございません。

以上です。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

今ないというのは分かるんですけど、それをこの機会にやっていくのかどうかということ私を今回聞いたつもりなんですけど、そこら辺が都市計画課長のほうで答えられる問題なのかどうか、そういうことも含めて、どなたか答えていただければありがたいです。

議長（野々部 享君）

石田市民環境部長。

市民環境部長（石田 隆君）

市民環境部長の石田でございます。

観光スポットというより、観光資源として観光振興に活用していかないかというふうに考えております。枇杷島界隈はかねてより、お話があったように、歴史的な資源やストーリーに事欠かせない地域であります。御質問にあった七勝八景は、かつての枇杷島橋を含む橋上から眺めた景色を例えたもので、江戸時代は景勝地として多くの文人墨客が訪れたというふうに承知しております。

また、当時の枇杷島橋が架かっていた場所は美濃街道と岩倉街道の分岐点であり、それゆえ、人と物の集積地としてにぎわい、徳川家康の命により市場が開設されました。これら歴史背景についてまだまだ多くの皆さんに浸透はしているというふうには感じておりませんので、いかに情報を発信し、市民をはじめ来訪者の皆さんに知っていただくかということが大事なところかなというふうに思っております。まずは、歴史資源を後世に継承するという視点でPRをしていくということが最も大事なところかなと。

ただ、観光面においても、スポットというよりかは、清洲城もしかりなんですが、美濃街道も

大切な資源ですので、観光としてPRしていかないかんというふうに思っておりまして、ただ、普通にPRするだけはいかんというふうに思っております。今はその説明についてもストーリー立ててというか、言葉が発する力というか、そういう形でPRすることが大事だというふうに思っておりまして、特にターゲットとしても女性とか若年層、こういう方をターゲットとしてPRしていくということは大事だというふうに思ってます。物も大事ですが、事というのが今それ以上に注目される要素というふうに考えておるところでございます。

1つ、大変恐縮なんですけど、今日ひょっとして質問されるかなということを事前に感じていたので、こういう「きよスポット」という、昨年、清須市の観光協会で作ったものなんですけど、ホームページでも御覧いただけますが、この中に北部ルートと南部ルートというのがございます。その南部ルートの中には庄内川堤防、それからみずとびあ庄内、問屋記念館、美濃路の町並み、路地裏などのスポットが紹介されております。先ほどストーリー立ててというお話をさせていただいたんですが、その小冊子につきましては、市民の方を交えて冊子のほうを作っております。

それで、枇杷島橋界限の眺めのお話が質問でございましたので、その一文を紹介させていただきますと、「市場がなくなった今でも、名古屋とのちょうどよい位置関係でとっておきの景色があります。庄内川堤防からの眺めは、各名駅高層ビル群を見るのもよし、背景のない自撮りをするのもよしのお勧めスポットです。また、ここから眺める夕焼けは、あなたのふだんの頑張りに寄り添ってくれますよ。時間に余裕があれば美濃街道などの路地裏の風情にも御注目ください」とあり、その他枇杷島橋界限の歴史背景についての説明がなされております。

これはただいま申したように、市民の皆さんと一緒に取り組んだ説明文でございまして、それゆえ人を引きつけるような、共感できるような、また、その地に行きたくなるような雰囲気高めめるような説明文になったというふうに感じております。

それで、少しPRも兼ねて最後に申し上げますと、12月10日と11日に愛・地球博記念公園で市町村デーが開催されます。また、3月24日からは名古屋駅のコンコースで大河ドラマにまつわる本市観光協会のブースが出展されるほか、ほかにもいろんなブースの出展計画がございます。ですから、こういった機会を活用しまして、引き続き、今、紹介させていただいたこういう冊子ですね、きよスポットの配布など、清須市の魅力の1つである美濃路についてもしっかりPRのほうをしてまいりたいというふうに考えております。

少し長くなりましたが、以上でございます。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

ありがとうございます。

まさに、これからまた「どうする家康」でも、清須市は信長という中でも、また家康というところも1つの歴史としてプッシュしていくようなところもこれから取り組んでいかれる中、この枇杷島橋の市場の歴史ですね、これはまた家康の太鼓判のあった、まさに徳川時代の天下太平の象徴となるような橋だと思います。清須市は朝日遺跡から清洲城の歴史、信長の歴史ということもあるんですけど、そういう部分とまた絡めながら、重層的に、全市的に清須市の観光をもっと広げていくということが必要だと思いますので、この機会にですね、100年に一度のチャンスだと思います。名古屋市のほうも歴史的な意味でもこの橋に意義を見いだして、今、デザイン等にも取り組んでいるとこなので、清須市のほうからも特にまた声を上げていただきたいと思います。

この質問についてはこれで結構です。

2番目お願いします。

議長（野々部 享君）

次に、1の②の質問に対し、鈴木都市計画課長、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

都市計画課長の鈴木です。

1の②の質問についてお答えいたします。

御指摘のとおり、枇杷島橋の設計については名古屋市が実施しております。本工事については、清須市特定構造物改築対策特別委員会や枇杷島地区橋梁改築検討会などの場で国土交通省、愛知県、名古屋市及び清須市が工程調整、意見交換、報告等を行っております。工程・意匠等について意見があれば、その都度、名古屋市に伝えてまいります。

また、工事の進捗については、令和5年度の迂回路仮橋への切替えに向け、予定どおり進んでいると聞いております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

橋を設計するのは名古屋市ということなんですけど、先ほどからもお話しのように、本当に名

古屋市のほうもこういったものをつくっておるんですけど、美濃路と枇杷島橋ということで、こういった歴史的な面もすごく考えて今やっつけてもらっています。

紹介させていただきますけども、名古屋市議会の中でも、担当職員からの答弁があります。現在の計画で擬宝珠や柵目模様の高欄を取り入れていくという考えでいるんですけど、やはり歴史のある橋を感じてもらえる、皆さんに立ち寄ってもらえる橋を目指す意味がまだまだ工夫の余地があると考えているところであります。

また、構造的なものではなく、意匠的な部分についてはまだまだ検討することができる。これは令和12年に向かってまだまだ検討していくことができるというふうに名古屋市も考えておりますので、ここに歴史的な意義だとか、また、清須市のランドマークになるような立派な橋ができるように、まだまだ働きかける時間がありますので、そこをしっかりとやっていただきたいと思います。

また、先日、11月20日のリバーピア庄内川でも名古屋市の担当職員とも私は話す機会がありまして、いろいろ話したら、このデザインの工夫の中でもかなり意欲を持っていて、清須市からもどしどしアイデアを出してほしいということをおっしゃっていただきました。こういった点を踏まえて、この在り方について、行政レベルや市民レベルで連携や意見交換をして、よいものを造っていけるように積極的に働きかけていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

今、議員おっしゃったとおり、名古屋市が今、主体的に設計をやっていただいております。今お話がありましたとおり、名古屋市もまだまだ検討の余地があるということも私ども聞いておまして、具体的なこの工事の計画につきましては、新しい橋の築造につきましては令和8年度の着手を予定されておるところでございます。したがって、今は令和4年ということで、まだ今年度、来年度なりで十分に設計について検討する余地はあるということは伺っております。

お互い話をする場ということになってきますと、先ほど申し上げましたとおり、枇杷島地区の橋梁改築検討会の幹事会等で毎年意見を取り交わしておまして、これにつきましても日程調整をしておるところで、今年度開催の予定もございますので、そういった機会を捉えまして、清須市から名古屋市から出た提案についての意見ですとか、あるいは清須市からの考えについて述べる場があると思いますので、そういったところに対応していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

ぜひ、地域の方々、市民の方々を巻き込んで、そういったものを検討できるようなことも、ぜひ、こちらからアピールしていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

いろんな御意見をいただいたものにつきましては、その都度、こういった会議以外のところでも担当者のほうに意見を伝えていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

次、行ってください。

議長（野々部 享君）

次に、1の③の質問に対し、鈴木都市計画課長、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

1の③の質問についてお答えいたします。

庄内川特定構造物改築事業や愛知県施工の隣接事業であります枇杷島陸橋改築工事などでは、ランドマーク等が設置可能となるような十分な空地はなく、新たに整備する予定は現時点ではございません。

ただ、工事完了後に歴史をPRする空間等があれば、利用方法について調査・研究してまいります。

以上です。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

これは跨線橋の兼ね合いもあって、愛知県とも連携していかなければならないと思いますので、ありませんではなくて、何とかそういうことができるのかどうかということも含めてこちらから働きかけていく必要があると思いますので、これは愛知県や名古屋市と連携しながら、清須市としてどうしていきたいのかということが一番大事だと思うので、そこら辺もしっかり考えていただいて、整理を進めていただきたいと思います。

最後になりますけど、市長に一番最初に問いかけてお答えをいただかなかったので、今いろいろ議論した中で、市長のお考えがあればぜひ御披露いただきたいと思います。

議長（野々部 享君）

永田市長。

市長（永田 純夫君）

枇杷島橋につきましては歴史的な橋ということでございまして、名古屋市にもその設計については配慮を願いたいということはお伝えをいたしております。

そして、観光スポットにつきましても、なり得るに決まってるものですから、そういう形で観光スポットにしていくように努力をしていかないかというふうに思ってます。

オープンスペースの件ですが、これは本当に完成を間近に見て、どこの場所でどういうふうにできるかということも考えないかんですし、うちの土地じゃないものですから、占有ができるかどうかということも考えていかないか問題ですので、できる環境にあれば、今、あそこにダイコン、あれはもともとの話があのあたりにあったということで、あそこに移設をしたというふうには私は報告を受けとるんですけども、あそこでは見てもらえる環境に今なってないものですから、もし可能であれば、移設も含めて検討していければなというふうに思ってます。

以上です。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

永田市長のリーダーシップ、そういった働きかけに御期待申し上げます。よろしく願います。

次、行ってください。

議長（野々部 享君）

次に、2の質問に対し、林企画政策課長、答弁。

企画政策課長（林 智雄君）

企画政策課長、林です。よろしくお願いします。

2の質問にお答えさせていただきます。

市制施行20周年事業については残り3年を迎え、その内容などについては既に検討を始めているところでございます。

また、本市では、安全で安心なまちづくり条例など、必要に応じて理念条例などを定めており、市民憲章や自治基本条例の制定については、制定の意義や必要性、その効力や活用方法などについて調査・研究していきたいと考えております。

以上です。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

検討は当然していかなきゃいけないと思うんですが、どんな検討をしているのか御披露ください。

議長（野々部 享君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

現在の検討状況としては、各種記念事業を展開していくための必要な基本方針案を検討しております。

また、過去の記念事業の実施状況や他市町での記念式典を見に行くなど、情報収集しておりまして、事業の基本理念や事業方針、事業期間や大まかな各種事業の実施スケジュール、また事業の実施体制などを検討している状況でございます。

以上です。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

他市の状況をいろいろ調べればいろんな例がありますが、清須市ならではのことをまた考えていただきたいと思ひますし、ぜひ、市民全体でお祝いできるような、何か巻き込むようなことも考えていただきたいと思ひます。

それと、市民憲章については、これは合併協議のときに慣行の取扱いということで、市民憲章、「各種宣言は、新市において定めるものとする」ということになってますので、20年たってもなかなか共通の理解というか、そういったものはベースをつくっていくのは大事だと思うので、僕はこの機会につくるといいと思いますので、また、これも含めて御検討願いたいと思います。

次、行ってください。

議長（野々部 享君）

次に、3の質問に対し、藏城子育て支援課長、答弁。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

子育て支援課長の藏城です。よろしくお願いします。

3の質問につきましてお答えいたします。

さきの質問でもお答えしたとおり、認定こども園に対する入園希望者は多くなっており、学校区別に施設整備数に隔たりがないように、民営化の適正設置数を検討する必要があると捉えております。

基本的には、公共施設個別施設計画に基づき民営化を進めてまいりますが、建物の老朽化度合いや入園希望の保護者等の意見を踏まえ、民営化を前倒しして検討を進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

前倒しでやらなきゃいかんと思うんです。2030年ということにはなっておるんですけど、先日の議論にもありましたように、保育士の不足ということで私もいろんな問題を聞いております。先生がどんどんどんどん代わっちゃって、すごく不安を与えているような話も聞いておまして、実際、現状では保育士が集まらないということで、危機的状況なのが今現在だと思うので、このことは一刻も早く前倒しして進めていかないといけないと思うので、現段階で検討を進めていただきたいと思いますが、検討状況はどうなんですか。

議長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

民営化について検討をしているところではございますが、具体的にまだ公表させていただける状況ではございませんし、様々な御意見を伺ったりする場もまだ設けてございませんので、そういう場を捉えまして、清須市全体の設置数だとか規模だとかを今後検討していく必要があるかなと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

「検討」、「検討」というよりも、本当に着手して進めていかなければならない段階だと思いますので、ぜひ巻いて進めていただきますようお願いいたします。

では、次、お願いします。

議長（野々部 享君）

最後に、4の質問に対し、天埜教育長、答弁。

教育長（天埜 幸治君）

教育長、天埜でございます。

就任して約2か月となりました。この間、職責の重さ、使命感、そして教員向上時の本市への思いを胸に日々過ごしております。安定と信頼、これが教育委員会の姿勢として最も大切なことであると考えております。皆様方には御理解と御支援を賜ることが多く、どうぞよろしく願いいたします。

さて、市の教育振興への思いということでございますが、主に清須市教育行政としての政策面と清須市の教育への思いについてお話をさせていただきます。

まず、政策面ですが、図書館、美術館をはじめとする生涯学習環境の充実やスポーツ振興に関わる施設整備の推進、また学校教育では、幼小中教育の環境整備、とりわけ校舎の長寿命化、空調設備整備、GIGAスクール構想の推進等、子どもたちの学習環境整備が着実に進んでおると考えております。

そして、清須市の教育への思いにつきましては、この恵まれた教育環境の下、一層の清須市の教育の充実を図っていきたいと考えております。そのためにも、清須市の児童生徒、保護者、市民の皆様の思い、ニーズを適切に受けとめ、現状に則した教育政策、そしてその取組を推進していくことで、先ほど申し上げました教育委員会としての大事な姿勢・土台である安定感と信頼感

を積み上げていきたいと考えております。

この秋、各小中学校におきましては、約3年ぶりに文化的・体育的行事がほぼ例年どおりの形で行われました。私も後方より参加をさせていただくときもあり、児童生徒、保護者とともに感動・感激して帰ってまいりました。こういった子どもたちの幸せな学校生活の保障がやはり一番と改めて思いました。母校やふるさとへの愛情を感じ合い、思いやりやたくましさを育てていけるような、そんな清須市の教育活動を進めていきたいと改めて思っております。そのためにも、各小中学校との連携を密に取りまして、時には共に清須市の教育を語り合う場を設けたり、あるいは学校自身もこれからの時代に合わせて変革を目指していきながら、未来に向かって羽ばたいていける、そういった子どもたちを育てていけるような教育活動をとにかく大事にしたいと考えております。同時に、誰もが生涯にわたって生き生きと暮らしていける、そんな生涯学習、生涯スポーツの推進にも努めてまいりたいと思っております。

最後になりますが、今後ますます多様化していくであろう社会の諸課題に対しまして、本教育委員会としましても柔軟に対応し、多様性を認め合えるような、そんな教育姿勢、教育環境を着実に浸透させていきたいと考えております。

以上、豊富並びに市の教育振興の思いについてお話をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

ありがとうございました。

教育長のお考えをお伺いしまして、まさに教育、人づくり、大変重要な事業でございます。大きく教育が日本一、人づくりが日本一になるような清須市になりますように、天竺教育長の手腕に大いに御期待を申し上げますとともに、その大事業に向かって、私も議員として、市民として、陰に陽に御支援させていただくことを御期待申し上げます。この質問を終えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

以上で、高橋議員の質問を終わります。

ここで、お昼の休憩に入ります。

13時ちょうどから会議を開きますので、よろしく願いいたします。

(時に午前 11時28分 休憩)

(時に午後 1時00分 再開)

議長 (野々部 享君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、加藤議員の質問を受けます。

加藤議員。

< 15番議員 (加藤 光則君) 登壇 >

15番議員 (加藤 光則君)

議席番号15番、日本共産党、加藤光則です。

私は、大きく分けて2つの項目について質問させていただきたいと思います。

初めに、法定外公共物の管理についてであります。

平成12年4月1日の「地方分権一括法」の施行に伴い改正された国有財産特別措置法により、国有財産であった里道や水路のうち現に機能を有するものは「法定外公共物」として平成17年3月末までに国から各市町村に無償譲与され、市町村が自治事務として財産管理及び機能管理を行うことになり、既に機能を喪失していた里道や水路等は「旧法定外公共物」として国が引き続き所有、管理することになりました。これにより、所有者と管理者が統一され、法定外公共物は、地方自治体の「公の財産」としてその設置及び管理に関しては、地方自治法244条の2第1項により条例で定めることになっています。

地域の財産である法定外公共物は、市民の日常生活に密接に関わっているため、利用の適性を図り、快適な生活を営むための維持管理を行うことで、住みやすい環境づくりの推進に寄与するものと考えます。本市の法定外公共物の実態を伺うとともに、法定外公共物を良好な状態に維持し、適正な利用を図るよう努めるための行政の果たすべき役割と責任を明確にしていくことについてどのように考えているのか伺います。

2つ目であります。少人数学級と適正規模についてであります。

義務標準法が改正され、小学校第二学年から第六学年の学級編成の標準が令和3年度より5年かけ、学年進行で35人に計画的に引き下げが行われています。「少人数学級と適正規模」については、35人学級の実施を踏まえた令和2年度の12月議会での質問に対して、当局から「現

時点では、清洲小学校が大規模校で、清洲中学校と春日中学校が適正規模の範囲から少し外れておりますが、残りは全て適正規模の範囲内」また、「清洲小学校においては当面は過大規模校にならないと判断している」と答弁がありました。

しかし、人口の増加が見られる都市部を中心に教室の確保に苦慮する自治体が見られます。全国市長会が35人学級を計画的に進める上での検討すべき課題等の調査を令和3年度に行った結果を見ると、「教室の不足」や「教員数増加による職員室等管理諸室の改修・増改築が必要」などの意見が出されています。令和5年度を迎えるにあたり、本市の現況と実態を改めて伺います。また、現状を踏まえた「適正規模・適正配置」の検討はどのように進められているのか伺います。

以上であります。答弁よろしく願いいたします。

議長（野々部 享君）

最初に、1の質問に対し、村瀬土木課長、答弁。

土木課長（村瀬 巧君）

土木課、村瀬です。

1についてお答えします。

法定外公共物については国有財産特別措置法第5条第1項の改正により、平成14年度から16年度にかけて、旧町のときに国から譲与を受けています。法定外公共物の内訳としては、既に道路認定されている道路内にあるものを除いて、赤道は531か所、水路は83か所あります。本市においては、清須市公共用物の管理に関する条例に基づいて法定外公共物を管理しております。また、譲与を受けた法定外公共物については、利用状況を調査して適正な管理を進めていきます。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今、赤道と水路について、箇所と今後のことを若干触れられました。そこで、幾つかお聞きしたいと思います。

まず、法務局と備えつけの公図を見ると、地番が表示されていない、こういう土地があるわけです。法定外公共物は、そのほとんどが公図上では無番地、無地番の土地であって、里道は赤色に、水路は青色に色をつけられていることから、赤線、青線、こういうふうな形状で呼ば

れているわけであります。この無地番地は、かつては全て国有地でした。地番がないのは私権が設定されていないので、番号を振る必要がなかったからであり、この法定外公共物が譲与されたことによって、財産的には境界を確定しないと管理範囲が明確にならない、こういう現状があるわけであります。

しかし、本市の公共用物の管理に関する条例には、使用については書いてあるわけですが、その管理については私は書いてないように思うわけであります。その辺が非常に曖昧になっているわけであります。その辺について、まず、どういうふうを考えられているのかお聞きしたいと思います。

議長（野々部 享君）

村瀬課長。

土木課長（村瀬 巧君）

今のところ譲与を受けた全ての法定外公共物の実態等は把握はできていません。今後そういったものも含めて調査・研究をしてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

調査・研究ということを言われたわけであります。法律上、この問題は定めがないために扱いははっきりせずに、実質的な維持管理が曖昧になっている、または地域住民に任されてきたという経緯が全国で見られるわけであります。しかし、平成12年1月には法定外公共物に係る国有財産の譲与手続に関するガイドライン、こういうものが事務処理マニュアルとしても出されていますし、その中を見ると、「資料と図面を照合して現況を確認する。資料で確認できないものは現地調査等への照合を行う」、こういうふうに記載されているわけであります。さらには、財務省の通知を見ると、普通財産を譲与する場合の手続について、こういうことも既に出されたものの中に書かれてあるわけであります。

別の聞き方を再度お聞きしますが、本市の公共用物の管理に関する条例がありますが、そこには仕様について書かれている。先ほど言いました。これは実際には機能のないものに使用を認めて使用料を納付していただく、こういうものであると思うわけですが、でしたら、これについては今どれぐらいの使用が行われているのか。先ほど赤道と水路について箇所数はありましたが、

どれぐらい使用されているのか伺いたいと思います。

議長（野々部 享君）

村瀬課長。

土木課長（村瀬 巧君）

令和3年度の許可の件数をお答えさせていただきます。

全部で41件あります。内訳といたしましては、ライフライン関係、電気・ガス・水道・NTT、合わせて27件、個人の配水管が4件、その他が10件になります。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

そうすると、先ほど赤道531、水路83か所で、使用料をいただいているのが41件。これは例えば使用料という形で、私、決算書を見て分からなかったんですが、入りのほうではどこに含まれるわけですか。

議長（野々部 享君）

村瀬課長。

土木課長（村瀬 巧君）

款項目まで今、手元にないですが、道路占用料のところの中に一緒に含まれております。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

そうすると、これはきちっと確定してないわけですが、さっきの箇所数を把握しているものからして、使用料が発生しているのはこの箇所だよということで明らかになっている部分もあるわけですが、この部分はまた後から聞きたいと思います。

それから、使用料を占用料の中に含まれているということですが、この条例の中身も課題があるかと思うわけですが、私は、占用料と使用料の違いもあると思うわけですが、その辺についてどういうふうに項目分けされているのかお聞きしたいと思います。

議長（野々部 享君）

村瀬課長。

土木課長（村瀬 巧君）

今のところ項目分けは行っておりませんので、今後、占用料と使用料と分けるような形を考えていきたいと思います。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

そしたら違う方面からまた聞きます。

本市には清須市財産管理規則というのがあります。それで、そこを見ると、公有財産、普通財産と行政財産に分けて、それぞれ財産台帳があって管理されとるわけですけども、財産として見た場合、先ほど言われた公共用物についてはどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

議長（野々部 享君）

村瀬課長。

土木課長（村瀬 巧君）

現在、法定外公共物の管理台帳はありません。特に、今のところはないものですので、今後考えていきたいと思います。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

そしたら、先ほど赤道が531、水路が83、41件が使用料としていただいている。それで、管理台帳がないから実態がつかめていないということではありますが、財産管理課としてはこの課題についてはどういうふうに捉えられているのか、お聞きしたいと思います。

議長（野々部 享君）

飯田財産管理課長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

財産管理課の飯田です。

もちろん台帳を整備して管理していくというのはやってくるべき話ではございますが、私も土

木課長の経験がございまして、あまりにも数が多いということで、区画整理もしくは地籍調査等で面整備がやった暁にはそういったことで場所、形を確定してやっていきたいと考えておりました。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

実態把握ができていないということは、適正な財産管理を行っていく上でいろんな支障も生まれてくるということが想像できるわけでありまして。本市の公共用物において、機能がないものについては道路や水路それぞれ精査して、機能復活が見込めない道路は普通財産にしていくべきですし、水路については、道路管理部門に引き継ぐものと普通財産に位置づけるものとはっきり区別することが必要だと思うわけですが、今、言われたいろんな事業を進める中でそういうふうに取り組んでいくというようなことに聞こえたんですが、そういう考えでよろしいか、もう一度お尋ねしたいと思います。

議長（野々部 享君）

村瀬課長。

土木課長（村瀬 巧君）

土木課、村瀬です。

今、議員のおっしゃるとおり、今後そういった形で進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

利用されていなかったり、外観も残っていないなど、本来の機能を喪失している、こういう里道や水路等に関しては、土地を個人が占有している場合に時効の問題とか、いろんな支障が出てきて、これは争いに発展するケースも私は出てきておるんじゃないかと思うわけですが、これは17年たつけど、これについてはどうですか。

議長（野々部 享君）

村瀬課長。

土木課長（村瀬 巧君）

今のところ、訴訟とか、そういったものはありません。問合せ等があった場合には、現地調査を実施して実態把握に努めていきたいと思っております。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

実態把握に努めるということではありますが、先ほども言いましたが、本市は公共用物の管理に関する条例があるわけでありまして。しかし、この公用物の機能の有無というのは客観的な実態を備えているか、さらには本市がこの公共用に供するものとして管理する意思があるのか、こういうことが私は1つは問われる条件だと思うわけでありまして。しかし、条例の中には、公共用物の適正な管理を進めていくための法的整備を行うものであるはずでありますけれども、先ほどから何度も言いましたけれども、管理責任や維持管理の方法については記されていないわけでありまして。この辺についての課題については、このままにしておくのか、その辺について明確にしておくおつもりがあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

議長（野々部 享君）

村瀬課長。

土木課長（村瀬 巧君）

他の事例を参考にして調査・研究していき、そういった管理も含めて条例の中で行うことができるかどうか確認していきたいと思っております。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

この一括譲与を受けた土地は管理条例の適用対象であるわけでありまして、平成17年、2005年、合併した当時であります。そして、先ほども言いましたが、既に譲与されてから17年たっている。機能を有しないものが実際には私は存在すると思うわけでありまして。それらについてどうしていくか、今、位置づけも明確でないわけでありまして、財産についてどう考

えていくのかということとは私は考えていかないかん時期に来ておると思うわけであります。譲与を受けた公共用物を一律に公共用物の管理に関する条例に位置づけるのはいかがなものかと思うわけであります。一括譲与を受けた時点で機能があるものが対象であり、機能がないものは本当は普通財産に位置づけないかんわけであります。そうしないと無番地でありますから、法務局へ行っても登記ができんわけでありますので、その辺のところは、機能喪失財産については普通財産として公有財産台帳に載せて管理していく方向に進めていくために何が課題があるのかということも明らかにして、条例改正も含めて進めていただきたいと思います。これをお願いしておきます。

それから、本市の法定外公用物に対する今後の基本的な姿勢でありますけれども、適切な財産管理に努めることがまずは大事なことであります。調整すべき内容を定めて調整を進めて、公用物の管理台帳を元に維持管理に努めていただくことが本当に大事でありますので、その辺について再度、最後お聞きして、私のこの1問目の質問を閉じたいと思います。

議長（野々部 享君）

村瀬課長。

土木課長（村瀬 巧君）

今、議員のおっしゃるとおり、管理台帳も必要と感じておりますので、今後、調査・研究してまいりたいと思います。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

調査・研究というのは非常にまだ先の答弁でありますので、これは一刻も早くやっていただくということをお願いして、1問目の質問を閉じます。

2つ目、お願いいたします。

議長（野々部 享君）

最後に、2の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学校教育課、吉野でございます。

2の質問についてお答えします。

愛知県の基準による学級数は、令和4年度の小学校は清洲小学校が32学級、桃栄小学校が11学級、それ以外の10校は適正規模、中学校は清洲中学校が19学級、春日中学校が8学級、それ以外の2校は適正規模となります。

文部科学省は、平成27年に公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引を示し、12学級から18学級までを適正規模、25学級以上を大規模校、31学級以上を過大規模校としております。学級数につきましては、平成23年度に小学1年生を40人から35人学級とされて以来、令和3年2月に令和3年度から5年かけ、小学2年生から毎年順次35人学級にすることが決定されました。

適正規模等に関する国の手引に照らした場合、清洲小学校の学級数は30学級となり、過大規模校までには至らず、大規模校に位置づけられます。ほかの学校におきましても、概ね適正規模の範囲と考えております。愛知県内の小中学校は、令和6年度までに全てが35人学級となる計画ですが、本市におきましても教室の改修は必要となりますが、教室数は足りる見込みでございます。

今後におきましては、清洲駅前土地区画整理事業や事業が予定されている一場東部土地区画整理事業による児童生徒の人口動向や学校施設の耐久性等を考慮しながら、市内全域の小中学校の在り方を検討していかなければならないと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

いろいろお答えいただきました。現状から私いろいろ聞きたいと思うわけであります。

まず、1つは、学校教育法施行令の2条には、新たに小学校に入学する児童については、入学の5か月前までに学齢簿を作成しなければならない、こういうことになっているわけであります。先ほど令和4年度を言われたわけですが、これは全部は言いません。次年度の状況ですね、5か月前だと入学の学齢簿ができておると思うわけでありますので、先ほど言われた清洲小学校、それから桃栄小学校ですか、先ほど令和4年で増えたところですね、その辺は新年度の新入学者の児童数についてどういうふうに把握しとるかお聞きしたいと思っております。

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

清洲小学校につきましては、令和5年度の新入生は176名、それから桃栄小学校のほう
が37名というふうに今現時点で把握しております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

清洲小学校176人が入学されると。これで35で割って、全体の数もありますけれども、
令和4年度は32学級ということでしたけれども、令和5年度はどういうふうになるんですか。
清洲小学校でいいです。

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

清洲小学校のほうは、33学級になる予定でございます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

33学級になるということでもあります。私は先ほども言いましたが、令和2年度に40人学級
の頃に質問をさせていただいたわけでありまして。それで35人になって、先ほど答弁を聞くと適
正規模についての捉え方がいろいろ違うわけでありまして。学校規模に関する国の基準、学校規模
は学級数や児童数などによって表すことができるが、法令では学校規模を学級数で示している。
国の基準では、小学校・中学校ともに標準学級数を12学級以上18学級以下、これは学校教育
施行令規則の第41条及び第79条に規定しているわけでありまして。

1学年の児童生徒数、上限は最初40人としておったんですけれども、令和3年度から法改正
を受けて、小学校は1学年、第2学年標準が35人となったり、段階的に35人に下げていくと
いうことでもあります。ですから、ここで言いたいのは、法令で学級数で判断するんだよという
ところが言われておるわけです。それに基づいているんな補助金なり何なり手だてが来るわけであ
ります。この辺の状況を見て、清洲小学校33学級になるわけですけども、これでもまだそうい

う認識は変わらないかお聞きしたいと思います。

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

議員おっしゃられるとおり、現在、学級数は確かに来年度は33学級となりますが、国が言っております過大規模校、大規模校という考えは、平成27年に示しております公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引のところでのみ示されております。この時点では国は小学1年生が35人学級、それ以外は全て40人学級というところでの学級数を示しております。

それ以後、国はこういったものを示しておりませんので、あくまで今はこちらのほうの大規模校、過大規模校というものに関しましては、1年生35人学級、2年生以降は40人学級の規模で数のほうを数えたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

細かいところでいろいろお聞きしたいと思います。

1つは、地方自治法の第180条の8には、教育委員会は別に法律の定めるところによって学校その他教育機関を管理し、学校の組織編成、教育課程、教科書、その他教材の取り扱い及び教職員の身分扱いに関する事務を行い、並びに社会教育、その他教育学術文化に関する事務を管理し、及びこれを施行する、こう定められているわけであります。

こうした基本的な方針の決定自体は教育委員会の権限であるわけであります。この学校の組織編成においてこのような事態をどう捉えているのかというところで私はいろいろ質問したいわけでありますが、集団規模が課題となった場合、児童一人ひとりの把握やきめ細やかな指導、学校行事で活躍できる場を提供することが私は難しくなって、学校運営全般にわたり支障が生じる可能性が懸念されるわけですけれども、この清洲小学校を見ただけでも私はいろいろ思うわけですが、その辺についてはどういうふうに今、捉えられているのかお聞きします。

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

確かに今おっしゃられましたようなデメリットもあるかも知れませんが、また、人数が多いというところでのメリットもございます。

メリットといたしましては、児童生徒同士の人間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編成ができたりとか、また、児童生徒に多様な意見に触れさせることができる。それから、新たな人間関係を構築する力を身につけさせることができる。それから、学級同士が切磋琢磨する環境をつくることなど、多数のメリットもあると考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

メリットの部分強調されたわけですが、デメリットもさらにあるわけであって、適正とか過大規模等、いろいろそのときに述べられているわけであります。先日、私、清洲小学校へお邪魔して見てきました。いろんな課題があるなというのは率直な感想です。幾つか事例を挙げたいと思います。

1つは職員室です。すし詰め状態。机も先生方1人1つずつじゃなくて共有する。先生も机でできないと、棚の上のスペースを利用してパソコンを置いて作業をされている。ネット配線等も床で大変な状態。来年度はさらにこれを見直さなあかんということで、机の配置に苦慮してみました。

それから、キャパの問題でいえば、特別教室が足りないということで、ローテーションがなかなか組むのが難しくなっている。例えば、理科室とか、いろんなところであるわけであります。プールの問題もそうであります。それから、参観日などは保護者の人数規制をお願いして、廊下側の窓も外して観覧できるようにしている、こういう実態であります。来年度さらに1教室設けるということで、4階の2部屋あるところに特別教室を持って行って、間仕切りを行っていく、こういうことでもあります。さらには、今、金管バンドが使っている4階の部屋を利用していくということで、どんどんどんどんそういう特別な教室が活用されていくということでもあります。

さらに、この4階は今まであまり使っていなかった特別教室があったわけですが、そこがかなり使われるということで、4階の部分については東側にしか階段がないわけであります。そうすると、避難経路として東側がもし何かあったときにどうするのかと思ったわけです、どん詰まりになっていますから。そしたら、西側は鍵を開けて屋上に逃げて、そこから避難するとい

う実態が想定されておるみたいですが。その場合、何かあったときに先生がそこにおいて鍵を開ければいいわけですがけれども、開けられなかったらどうなるか、先ほど言われたけれども、実態からしても課題が山積しておる状況があると思うわけでありまして。こういった問題を考えたときに、集団規模が過大となった場合、児童一人ひとりの把握やきめ細やかな指導、学校行事で活躍できる場を提供する、こういうことが本当に難しくなって、私は学校運営全般にわたる支障が生じる可能性が懸念されている、こういうことが思うわけでありまして。

それで、前回も通学区の問題とか、いろんなこととお聞きしたわけですがけれども、いまだにその辺で、例えば、学校通学区審議会条例、こういうのがあって、適正を期するために審議会を開くとなっておるわけですがけれども、残念ながら、開かれている様子がないわけでありまして。こういう目の前の課題についてはどういうふうに捉えられているのかお聞きしたいと思います。

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

特別教室等の問題につきましては、仮設児童館を利用しまして、今現在そちらのほうを理科教室として改造しておりますし、その他いろいろ問題もありますけれども、1つずつ課題はクリアしていきたいと思っております。

また、審議会のほうにつきましては、今現時点では、このことについて審議会を開いてというふうには考えておりません。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

全国的に少子化が進んでいる中で、本市は、住宅開発や流入等で複数の箇所で大規模な開発も行われて、市内の各小中学校の児童生徒数の規模に差が大きくなっている、こういうことが見られるわけでありまして。改めて、学校の規模等について考えていく、整理していく、こういう必要が私は生じていると思うわけでありまして。

また、今、言いましたけれども、地域的には、住宅開発の影響により、児童生徒数の増加により、児童数に見合った、施設が整っておらず、教室の不足が生じて特別教室の普通教室の転用、こういうことが行われている清洲小学校などが、今、学校規模による様々な課題が生まれている

わけであります。

午前中の学校の問題で当局の答弁を聞くと、関係する部署が連携の下に様々な方法で学校については考えていく必要があるとか、それから、通年の人口動態を注視していく、しかるべき時期に検討していく、区画整理等が進めば人口が増えていく、だから、内部で情報共有して、収集して検討を図っていききたい、こういうことで、当面はいろんな情報だけは内部で検討材料だけはそろえておくんだよということ言われた。ある意味、共通する認識はあるわけでありませけれども、それは検討だけで今日いいのかという段階に来ておると思うわけであります。

1つはですね、教育委員会というのは、市長から一定程度独立した執行機関ですけれども、予算の執行や契約の締結は市長の権限があります。令和2年度の私の質問に対しての答弁でも、市長も、「どういう状況になるか分からんことから、日々検討をお願いしている」、こういうふうに言われたわけであります。やはり附属機関に調査・審議などを行うよう諮問することが非常に大事だと思いますし、学校運営協議会での議論とか、そういった附属機関での議論というのは進めないかんと思うわけですけれども、その辺について、先ほど新しく教育長が、安定と信頼が大事だということと学校の学習環境の整備についても触れられたと思いますので、その辺のところ、この間まで教育現場にみえた教育長のお考えを伺いたいと思います。

議長（野々部 享君）

天竺教育長。

教育長（天竺 幸治君）

教育長、天竺でございます。

議員御指摘のとおり、学校規模によるメリット・デメリットは確かにあると私も考えております。学校規模の適正化や適正配置の問題は実は本当に様々な要素が絡み合う困難な課題でございますので、現実、今、通っている子どもたちが、より魅力ある学校として通えるように、より活性化、活力ある教育活動、あるいは行事等を通して、子どもたちが今の1クラス30人からほぼ36人、清洲小学校にありますが、その子どもたちがその中で自らの力を発揮できるような教育活動が学校とともにできるように連携をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

様々な困難な課題があるということは皆さん共通認識だと思います。ですから、この間なかなか前に進まなかったわけですが、35人学級になったわけであります。

文部科学省は、人口が増加している都市部を中心に教室の確保に苦慮する自治体もあることから、公立学校の施設の新増築については法律に基づき国が経費の2分の1を負担するとともに、地方公共団体の負担分の一部については地方財政措置が講じられることから、地方公共団体の実質的な負担割合は2割になるとして、計画的に制度も活用しながら、自治体の35人学級の円滑な実施を支援したいと、こういうふうに言ってみえるわけであります。ですから、いろいろな困難な課題を今、整理をして、どういう方向にしていけるのかということをやっているといかん段階にあるわけであります。

よりよい教育環境の確保と充実した学校教育の実現に資するためには、実態把握、推計、それから諮問機関へのそういう設置をした検討を進めていく段階に入っておるし、先ほどの午前中の答弁でも、どこかがリーダーシップを取ってやらないかんと思うわけですが、再度、教育長の権限としてやっていただきたいと思うわけですが、そうじゃないと、市長がどう判断していいか材料もないわけですから、私はここで諮問して市長に答申していくということは大事だと思います。その辺はどうでしょうか。

議長（野々部 享君）

天竺教育長。

教育長（天竺 幸治君）

午前中の答弁でも申し上げましたが、今後の人口動向の想定作業ですとか、その精査、増築改築も含めた中長期的なビジョンに立った検討を庁舎内で協力をして、連携をして行っていききたいと、まずはそこをしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

庁舎内で共有するのはやっていただきたい。さらに一歩進めて、附属機関なり諮問機関で諮問していくということは私は大事だと思うわけですが、最後に、清須市が子育て世帯が増えてきて本当に喜ばしい。まちづくりの課題としても、この学校問題は大きな課題になっておるわけですが、教育委員会から何も声をかけなきゃ予算措置をしようがないんですけど、最後に市長

の考えをお聞きしたいと思います。

議長（野々部 享君）

永田市長。

市長（永田 純夫君）

市内の12校の小中学校の在り方、これは長寿命化が行われた時点でけつは決まっとるわけですので、あと13年でそこに向けてどうやっていくかということを中心に内部の中では頭を痛めてやっています。

一番問題は、清洲小学校は確かに懸念があることは事実なんですけども、清洲小学校だけをなぶればいいのかというと、そうではないもんですから、先ほど来お話がありましたように、区画整理の問題もありますし、通学区域の変更のこともありますし、いろんなことを考えて計画は立てていかないかんというふうに思っています。

その計画が市民の皆さんに受け入れられるかどうかということが一番大事であって、私もほかの市長とよく話をするんですけども、学区の計画を出した途端に大反対で、そこから一步も先へ進まんというのが近隣でもあります。そうすると計画を立てても前へ進まんと、13年よりも超えてしまうと、そういうことにはなってはいかんもんですから、慎重にやっていかないかんということと、もう1つは、莫大なお金が必要になってくると。それをどうやって確保するかということも考えていかないかんわけですし、確かに議員おっしゃるように、いろんなところで公に公表とか諮問とかいうことも大事かもしれませんが、まずはやっぱり内部でどうやったらうまくやっていけるかということですね、もちろん義務教育の小中学校ですので、義務教育の基本ですので、教育委員会がしっかりと議論を進めていくことは大事なんですけれども、もちろん私も一緒になって、清須の子どもたちのためにどうやったらいいかということを実際に真剣に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（野々部 享君）

以上で、加藤議員の質問を終わります。

次に、浅井議員の質問を受けます。

浅井議員。

< 19番議員（浅井 泰三君）登壇 >

19番議員（浅井 泰三君）

御無礼します。

議長のお許しの下、私からは、ゴミ屋敷やゴミ放置による近隣トラブルについて、2番目に不審者情報について、安全・安心なまちづくりのためにも、住民の不安を1つでも取り除かなければならないと思います。

昨今の社会情勢は、コロナの影響が拍車をかけ、不安定極まりない状況下にあると思います。

1番目のゴミ屋敷やゴミ放置による近隣トラブルについて。

先頃、環境省が各自治体に調査をかけ、高齢化、社会的孤立や経済的困窮など要因とされるゴミ屋敷やゴミ放置による近隣トラブルの問題です。

件数調査、課題の調査に取り組んだとしておりますが、①本市での実態調査はあったか、②これまでの事案にどう対応してきましたか、③ゴミ処理問題の今後の改善策は、④自治体での対応は、市民環境部や危機管理部だけでなく、健康福祉部など横断的に対応が必要ではないでしょうかということでございます。

2つ目は、これに関連して、不審者情報についてでございます。

特段、公園に出没する不審者を特定するためにも、防犯カメラの設置の要求を以前からしてまいりました。コロナ禍にあつてか、市政推進委員の動きにも限りがあり、あまり進まないのが実情かと思われま。

そこで、①これまでの実績について設置台数をお聞かせいただきたいと思ひます。

②不審者情報が数多く発信されていますが、不審者の確保など実態についてお伺いしておきます。

③安全確保のためにも、行政が率先してカメラ設置が必要ではないでしょうか。防犯カメラです。

④今後の治安確保維持の手段をお聞かせいただきたいと思ひます。

以上です。

議長（野々部 享君）

最初に、1の①の質問に対し、松村市民環境部次長兼生活環境課長、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

生活環境課、松村でございます。

1の①本市での実態調査についてお答えさせていただきます。

いわゆるゴミ屋敷とは、一般的には、何らかの理由で家屋や敷地内に不要と思われるものを処

分せず、大量にため込んで放置し、それが原因で悪臭、その他の衛生上の問題が発生するなどにより、周辺の生活環境に重大な悪影響を及ぼしている状態を言うものと考えております。

本市におきましては、1軒のゴミ屋敷を認識しております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

今、1軒のゴミ屋敷があるということなんですけど、それに対してこれまでどのように対処してきましたか。それをお聞かせください。

議長（野々部 享君）

松村課長。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

この1軒につきましては、近隣の方が何度か片づけるように依頼をされてきておりましたけれども、これまで改善がされてきてないということで、市役所に相談に來られました。

これまで現地確認をいたしまして、幾度と訪問をしましたが、会うことができないため、片づけるような文書を送付しております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

そのほかにそういうゴミ屋敷の対象物件というのはないということですか。いかがですか。

議長（野々部 享君）

松村課長。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

現在そのほかに市に相談等を受けているような、認識しているようなゴミ屋敷等は今のところございません。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

私の見解ではね、その予備軍といいますか、近隣トラブルが発生しているところが何か所かあると思います。それを踏まえて2番行ってください。

議長（野々部 享君）

次に、1の②の質問に対し、松村市民環境部次長兼生活環境課長、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

1の②これまでの事案等の対応についてということで御回答させていただきます。

一般的に、ゴミとみなされるものにつきましては、法的には所有権が存在しており、第三者から見て明らかにゴミが堆積していても本人がゴミでないと主張された場合、近隣住民や行政が介入して強制的に排除することが困難な状況となっております。しかしながら、ゴミ屋敷に散乱するゴミ等の撤去につきましては、本来、土地所有者または建物の占有者が管理するものであり、現地を確認いたしまして、ゴミの散乱・堆積・放置が認められる場合には、土地所有者または建物の占有者を調べて早急に撤去処理を依頼しているところでございます。

また、所有者が遠方などで直接依頼できない場合には、現地の写真を添付して文書にて依頼をしているというような状況でございます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

今まで同僚議員からも空家対策でこうしたもんでいろいろ質問されてるところでありますけども、空き地などに草の繁茂、木などが越境しているとか、近隣に迷惑かけて、もちろんゴミの堆積とか、これにより不法投棄や、ゴミのところにはゴミが集まる。害虫の発生、こうした民有地がありますよね。どうですか。それはどう対処しているんですか。

議長（野々部 享君）

松村課長。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

そういった草の繁茂だとか、あと樹木の越境などですね、そういった苦情につきましては、現地を確認させていただきまして、現地の写真を撮らせていただいて、それを添付した文書を所有者や占有者に送って改善を依頼していたというような状況でございます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

確認ですけどね、空き地やなんかもそういうことをしてるわけですか。空き地に散乱しているゴミに対しても。

議長（野々部 享君）

松村課長。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

空き地につきましても、そういったゴミの散乱につきましても同じように所有者等を調べまして、改善をお願いするような文書を送っているのが現状でございます。しかし、所有者がゴミではないと主張される場合には、なかなか改善にはつながっていないというのが現状でございます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

本人はゴミじゃないと言っても、大多数の人が、これはゴミだと言えば、それはゴミなんだよね。しかし、本人はゴミでないと主張されて、実際は周りの方が迷惑しとるわけですよ。片づけるように何度も何度も指導はお願いしたいと思っておりますけども、その次の問題からもう少し掘り下げてみたいと思っております。

3番のほうへお願いします。

議長（野々部 享君）

次に、1の③の質問に対し、松村市民環境部次長兼生活環境課長、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

1の③ゴミ処理問題の今後の改善策についてお答えさせていただきます。

ゴミの放置を解消する責任は御本人にあるというのが大原則になりますが、地域社会における孤立や独居の高齢者、認知症の高齢者等のお宅がこういったゴミの散乱の状況になりやすいというような傾向にあると思っております。これを防ぐためには、兆候を早く察知しまして対応を取る必要があると考えます。このため、市政推進委員や市民からの通報や相談にゴミの堆積が少な

い段階でゴミを改善するよう指導していくことが必要であると考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

そういう解答であろうと思いますけども、今日の午前中の同僚議員からもありましたように、例えば、駅前のトイレやなんかにはこういう予備軍のところがあるわけです。これまでも何回も何回も当局から指導されとると思いますよね。一向にこれが改善されない。このゴミが堆積することによって、そこへまた通る人がポイ捨てをしたりする。これを誘発し、ゴミが放置されている家屋やその敷地内、またそういった民有地、これが近隣を含めて、また、私の言い方は語弊があるかもしれませんが、駅前なんていうのは大事な1つのまちの顔ですよ。そういうところに対して、悪化に対して市として、周辺住民に対してもどのように今まで措置されてきました。

議長（野々部 享君）

松村課長。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

ゴミのポイ捨てなどによる不法投棄につきましては、看板等による啓発だとか地域活動の清掃ですね、そういったのに使用されるゴミ袋を配布させていただいております。周辺住民の方からの通報や相談に合わせて案内していきたいというふうに今のところは考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

しつこいようですが、ゴミ屋敷、それでまた空き地、これの対応として、もっと強く迷惑防止条例できつく取り締まるような条例の制定について考えたことはありませんか。いかがですか。

議長（野々部 享君）

松村課長。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

条例の制定につきましては、本市には廃棄物の減量及び適正処理に関する条例というものがご

ざいまして、生活環境を著しく害していると認められるものに対し、必要な改善、その他必要な措置を命じることができるというふうには規定されております。その規定に基づきまして処理していきたいと考えておりまして、今後、他の自治体の取組を見ながら対応に研究していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

今まで本市の迷惑防止条例からそういうものに対応されているのは分かりますよ。しかし、もっと踏み込んだ本市独特のね、今、他の自治体への取組も見ながらということではありますが、これだけテレビ・新聞等でそうした問題、また国もここへ来てようやく重い腰を上げて、何とかせないかんという気持ちになつとるんだから、ぜひ、よその自治体への対応も見ていただきたいと、そんなふうに思います。

4番目をお願いします。

議長（野々部 享君）

次に、1の④の質問に対し、加藤健康福祉部長、答弁。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

④についてお答えをさせていただきます。

健康福祉部所管におけるゴミ放置などの対応では、地域包括支援センター、障がい者サポートセンター清須などで相談を受けることがあります。高齢化または身体的、精神的な理由などにより、ゴミの片づけができていない相談が病院、ソーシャルワーカー、民生委員、生活保護担当者など、支援関係者からが多く、また本人自身が問題として捉えることが少ないことから、早期の課題解決に至らないことが多くあると聞いております。

ゴミ放置などの対応については、当事者一人ひとりの生活環境やゴミに対する考え方が異なることから、継続的に関係機関、関係課と連携を図ることで、ゴミを片づけることによるメリットの気づきを与えるとともに、清掃サービスなどにつなげる対応が必要と捉えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

先ほど来、そうした予備軍の話の中で、駅前やなんかの問題、あまり事細かく説明すると名指しで市がまだそういう認定をしないところに対して私がかえって苦情まがいのことを変に捉えられたらいかんもんですから、福祉部長にもう一度お聞きしますけども、認知症のせいで生活保護なんかをされてる。空き地も含めて、こうしたゴミ屋敷の予備軍の把握、対応をやっていかないと、健常者ばかりじゃなくて、こうした方々の予備軍が多くいらっしゃると思うんですよね。そういうものに対しての部長のお考えをお聞かせください。

議長（野々部 享君）

加藤部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

先ほどの答弁と同じような内容であることもありますが、生活保護世帯や認知症世帯などにおいてゴミの片づけができないなどの事例がある場合につきましては、社会福祉課のケースワーカーであったりとか、地域包括支援センターの職員や中に入ってみえてるサービス事業者などが家庭訪問時に生活の環境改善に向けた相談や指導を行っております。そういう中で、できるだけ早く問題や課題が大きくなる前に対応しているというように聞いております。ただし、先ほどと同じように、本人もしくは同居の家族などが片づけに対する意識が低いことから、早期になかなか解決ができないというのが現状でございます。

このままでは課題ばかり出てはいけませんので、解決策といたしまして、継続的な指導相談、介護保険のヘルパーサービスの導入もしくは清掃専門業者の紹介や有料業者による片づけを依頼することなどで対応していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

現実に進んどるんですよね。そうしたゴミ屋敷やゴミの放置、空き地やなんかの繁茂、それはずっと前から空家対策でのお話ですよね。具体的に現在進行している事実があるということで、これは生活環境かもしれませんが、実際、道路の通行の妨げになるような環境や治安上、衛生上好ましくない廃棄物の放置があるわけですよね。この対応をどうしていかれるかということを具

体的にお伺いしたいと思います。

議長（野々部 享君）

松村課長。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

生活環境課、松村でございます。

道路上での廃棄物につきましては、道路管理者が道路法に基づいて対応することになるかと思っております。治安上の対応は防犯の部署が、環境衛生のほうにつきましては私どもの課が対応することになると思っておりますが、本人の敷地に置いてある廃棄物等につきましては、本人にお願いして片づけていただくしか方法がないというのが現状でございます。本人に片づけていただくよう根気よくお願いしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

ぜひ頑張ってやっていただきたいと思っております。

片づけについては、ゴミの放置や今、福祉部長も答弁いただいたように、これは1つの課だけでは対応が難しいと思うんですよね。関係各課が連携して問題解決にあたってほしいと思うんですよね。これは要望になりますので、大変な問題ですけれども、このことに関連して、次の2番目をお願いします。

議長（野々部 享君）

次に、2の①の質問に対し、榎本総務部次長兼総務課長、答弁。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

総務課の榎本です。

1つ目の御質問についてお答えいたします。

防犯カメラのこれまでの設置状況につきましては、清須市見守りカメラ設置費補助金の活用により、令和5年3月末までに70台が設置される見込みとなっております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

これも榎本課長とは前にもこの件についてはいろいろ質問させていただいて、今日はもう少し掘り下げてお願いしたいと思います。

今70台と言われましたよね。公園に設置されているカメラは何台ですか。

議長（野々部 享君）

榎本課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

10の公園に1台ずつ、計10台設置されております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

公園1つに1台ですか。その公園は1台で網羅できるんですか。

議長（野々部 享君）

榎本課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

最近のカメラは非常に高性能になっておりまして、解像度も高く、映す範囲も大変効果的になっておりますので、1台で十分と考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

10の公園に10台、これを踏まえて、この後、質問していきたいと思いますので、まず、不審者の確保などの実態についてということで、②をお願いします。

議長（野々部 享君）

次に、2の②の質問に対し、榎本総務部次長兼総務課長、答弁。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

不審者の情報の提供は、検挙でなく犯罪の未然防止、注意喚起を目的としております。内容に応じて西枇杷島警察署が捜査をしておりますが、詳細については把握しておりません。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

これだけ不審者情報が我々スマホに届くわけですよ。多いときは1日に2回も3回も入るわけですよ。こんなことで警察が捜査しとるけど、当局は詳細を知らないということで、市民の安心のためにも、犯罪行為に当たる事案についてフィードバックすべきではないんですか。警察に文句言ってくださいよ。どうなっとるの、これ一体、そこをお答えください。

議長（野々部 享君）

榎本課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

警察での不審者情報のその後の取り扱いにつきましては、対象者の特定のための捜査を行って、犯罪に当たるものについては検挙していると思います。当たらないものに対しては指導や警告、そういったことを行っているということでは聞いております。

ただ、捜査につきましての詳細は捜査上の機密に当たるため、私たちのほうにも知らされることはございません。重大な犯罪につながるような場合には、報道機関を通じて発表されるということになるかと思えます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

報道につながるような、テレビのニュースに出るような重大な発生にならないために予防が大事、そうじゃないですか。情報提供をしとる人の立場からいえば、通報はどうなったのかと、私が連絡した件はどうなったんだと。黒い防止をかぶって、黒いシャツ着て、黒いズボンをはいたやつはどうなったんだと。警察の決まりがあるかもしれんけども、日頃の本市との関係で全て榎本課長のほうにフィードバックがあってもいいと思うけど、どう考えていますか。それでもやっぱり捜査上の秘密だから言えんということ。だったら、通報する意味があらへんやん。どうなったか聞いてもらいたいわね。いかがですか。

議長（野々部 享君）

榎本課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

やはり情報自体が一方的な通報ということになるかと思います。それが本当に犯罪に当たるかどうかということは、やはり慎重に取り扱っているかと思われま。御指摘のとおり、通報してもそれがどうなったかと。何ら返答がないということが続いてくれば、当然、市民からの情報提供のほうも減少していくということも考えられます。差しさわりのない情報であれば、私どももぜひ結果のフィードバックをしていただきまして、市民の安心につなげていければなというふうには考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

もう1つね、先ほど10か所の公園ね、あとの60台は、駅とかそういうところだと思うんですけども、市役所についとるカメラが入るとどうか分かりませんが、その10台のカメラに不審者が映ったと。それは盗撮なのか何か分からんよ。いろんな被害のことがここで僕、言いたくないけど、入れないし、そういう情報はどうなってますか。その10台の公園はカメラに今まで映ったことがあるんですか。

議長（野々部 享君）

榎本課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

ただいまの公園が映写されている10台ということに限定をさせていただきますと、私どものほうにそういった映像が映っていたというような情報はございません。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

警察がカメラを見せてちょうだいという事例はないんですか。カメラを点検して不審者が映ってなかったということなのか、こんな程度なら取るに足らんということなんですか、いかがですか。

議長（野々部 享君）

榎本課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

警察のほうからの防犯カメラの解析の依頼というのは随時ございます。私どもの把握している70台の中ですと、年間で2から3件程度だというふうに記憶をしておりますが、その際には、管理者というものが地区の市政推進委員が担われておりますので、そこに橋渡しをする形で、立会いの下、警察がその画像を確認しているということでございます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

今までそういうものをこれだけばんたび不審者が出た。そういうものに映った人には、これまで逮捕者とか、もっと言えば、裁判で起訴までしたとか、そういう例はないということね。言い換えれば、情報が来とらんということは取るに至らんかったということでしょう。フィードバックされてないということは。どうですか。

議長（野々部 享君）

榎本課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

私どもの補助金で設置された70台の中での事例に対して、その後の処遇、逮捕された、検挙されたというような情報については、私どもは把握はしておりません。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

ということは、そこまで大事件にはなっていないと、そういう判断をさせていただきます。

これは10月1日、これもさっきの空家情報じゃないけど、報道にあったんですけど、映像110番、逃走者や児童の捜査とかいろんな犯罪のケースで、110番映像通報システムが開設されたということなんですけど、このシステムを把握されと思うんですけども、防犯に役立てるという考えはございませんか。いかがですか。

議長（野々部 享君）

榎本課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

今、議員のほうから教えていただいたというシステムについてでございますが、申し訳ございません、勉強不足でございまして、新聞記事で把握をした程度でございますので、内容まで詳しく承知はしておりません。

ただ、事件事故なんかのときに通報した方が御自身のスマホを通して事故現場を県警本部のほうに映すことができるようなシステムだったと記憶はしております。ですので、今の私どもの不審者情報の案件に利用するというような見聞きした情報をリアルタイムで通報するようなシステムとして使えるのかどうかということを含めて確認をさせていただきまして、使えるものであればぜひ役立てていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

ぜひ、確認していただいて、広報なりでまたお知らせいただければと、そんなふうをお願いしておきます。

3番目のほうへ。

議長（野々部 享君）

次に、2の③の質問に対し、榎本総務部次長兼総務課長、答弁。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

各地域の実情に応じ、ブロック単位で設置することにより地域の防犯意識が高まる相乗効果を期待しておりますので、市単独での設置は検討しておりません。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

これは前回と同じ答えですね。今の10か所の10の公園のカメラの設置がね、それでも不審者情報が盗撮だとかどうの言って、今、盗撮は立派な犯罪なんですよ。なぜ、これが検挙できないか、みんなええかげんだからだよ。大したことないでいいやと。ちょっと映すぐらいいい

じゃないかと真剣に調べてないんだよ。こういう人は一日も早くとっ捕まえないかん。それを放置してあるということやわ。それには僕はカメラをつけてほしいということを何遍も何遍も言ってるわけですよ。

市の榎本課長の基本的な考え方は分かりますよ。それは地域でやりなさいよと言うけど、僕は冒頭ね、こういうコロナ禍にあって、市政推進委員も疲弊しとるわけやわ。なかなかここまで行かないわけや。面倒くさいで、来年先送りだと、それではいかんの分かりますよ。しかし、それでこそ行政の手助けが僕は必要だと思うんだわ。特に公共的な公園配備などは、特段、駅は大分ついとるわ。この市役所にもついとるわ。だから、公園10か所、これは増やしていかないかんの違うかね。どうですか。

議長（野々部 享君）

榎本課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

基本的な施策の考え方というものは継続はしていくつもりでございます。ただ、本年度から市の防犯協会のほうで犯罪の多発傾向にある地点にカメラを設置するという事業を開始しております。今後も、犯罪が実際に起きており、迅速に対応しなくてはならないような事案につきましては、防犯協会の御協力を仰ぎたいと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

防犯協会に予算をつけ防犯協会がカメラを設置してくれるという意味じゃなく、それとも防犯協会が積極的にそういったものの監視を続けていくということですか、どっちなんですか。

議長（野々部 享君）

榎本課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

防犯協会の事業費の中での事業の1つとして位置づけて設置していくというものでございます。

以上です。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

もう1つ、前も言ったんだけど、ダミーやプレートね、犯罪者どうのこうの、出るから気をつけなさいと、そういうものはどうですか。つける予定はないですか。ダミーやプレート、啓発警告の、いかがですか。

議長（野々部 享君）

榎本課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

ダミーカメラにつきましては、犯罪者にとって逆効果であるというようなことも言われておりますので、そのあたりは研究をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

最後をお願いをしていくんですけど、今後、治安確保の維持ということで、その手段についてお伺いしておきます。

議長（野々部 享君）

最後に、2の④の質問に対し、榎本総務部次長兼総務課長、答弁。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

4つ目の質問につきましてお答えいたします。

西枇杷島警察署の連携はもちろんのこと、市防犯協会、少年補導委員会、地域や学校PTAなどの自主ボランティアによるパトロール、市民の防犯意識の向上に資する啓蒙や運動を継続的に実施してまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

毎度変わらんわけなんですけども、すぐメールやなんかで不審者の情報を得てるわけでしょう。そういうものを不審者が出たといったら誰がどのようにね、僕が見ても昨日のとかね、今日、今すぐ出た。昨日のは逮捕できないけど、すぐ出た、すぐ駆けつけて、だけど、僕らにはそんな権

限もなけりゃ、トラブルになるだけ。どういった方がそういったすぐメールやなんかに対応してくれるわけ。これはどうやって考えていくわけ。今いろいろ連携して、防犯協会やもちろん西樫警察やなんかと防犯意識の向上をしていくということなんですけども、実際問題、そうやって出た事案に対してどう対処していくんですか。

議長（野々部 享君）

榎本課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

いわゆる防犯ボランティア、見守り隊などの様々なネーミングで活動しておりますけど、そういったところとの連携強化を図っていくことも1つではございます。

また、先ほど御質問がありました情報が遅いというようなお話でございますが、基本的な流れといたしまして、児童生徒のほうから学校、保護者を通して警察のほうに通報があったものについて私どものすぐメールで発信をしております。その流れに乗っておるわけですから、どうしてもタイムラグが生じます。また、こういった情報を流すことによって個人が特定されないような検証を行ってから発信をしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

あんまり理解できないんですけど、我々がそういう後手後手に回るとることが犯罪者を許しと思うんだよね。やっぱりこれはできるだけ証拠をつかむというかね、定点カメラが必要だと思うんだよね。

副市長、時間がもうないで、1つお聞きしておきたいんですけど、榎本課長と話しとっても、来年の議会でもたこのことをやっても、多分、同じ答えしか出てこないんで、だから、市として副市長の考えとして1つお聞きしておきたいのは、今、公園10か所ね、今度、清洲にできた自転車置き場、カメラがつくわけよ。自転車泥棒ってさ、そういう何やら変な露出狂とか、おさわりとか、盗撮とか、そんな犯罪と自転車泥棒と、大人も含めてだけど、どっちが子どもたちに対して安全・安心で過ごせる清須市と言えるの。100か所も公園があって10か所しかついてないんだよ。いかに市政推進委員が悪いといえ、やっぱり町内でそういうことをまとめていくのは大変よ。今、簡易のカメラなんかは1台で3万円や5万円であるんだ。それは記録・録音できるん

だわ。そういうカメラもある。そうした中で、ゴミ屋敷の問題、ゴミの不法投棄、それも含めて、そういう簡易のカメラをつけたりして、それともう1つ、迷惑防止条例をもっと強力的なものにしてほしい。そういうことを含めて、最後、悪いけど、時間がないとこを申し訳ないですけど。

議長（野々部 享君）

葛谷副市長。

副市長（葛谷 賢二君）

副市長の葛谷です。

今、私がお話しする話はですね、関係課とか市長とかオーソライズした話ではないので、あくまで個人的な考え方として捉えていただきたいんですけども、まず、防犯カメラを公園に設置というのは、市の方針として市政推進委員方で危険だと思われるところから設置をしていただきたいというところで、今の公園の10か所になったというふうに私は思っております。

ほかにも危険なところが今後出てくるだろうということも想定されますので、設置費用については、以前に総務課長のほうからお話があったかもしれませんが、この予算枠はあるんですけども、その予算枠で少ない場合には、もう1台どうですかとかということで、何とか台数を増やすというようなことは努めております。ですので、思った以上に台数は増えていっているというふうに考えております。

ただ、犯罪者を未然に防ぐという点では、防犯カメラを意識している人は効果があると思うんですけども、そういうことをやりたいプロミたいな人たちは、それがダミーなのか本物なのかというのはよく分かっているんで、台数を増やしていいのかどうかとか、その辺も地域の人たちの撮られてしまう人たちが多くなりますので、その人たちの理解も得なくちゃいけないというところも多々あります。警察の方たちがそれを調べられるということになるんですけども、その情報量が多くて、今後それで犯罪が減っていくのかどうかというところも疑問があるので、今までどおり何とかパトロールだとかいうところを増やして、何とか未然に防げたらなという今の方針を何とか続けていけたらなというふうには思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

以上で、浅井議員の質問を終わります。

以上で、二日間にわたる一般質問の議事日程は、全て終了いたしました。

ここで告知いたします。

1 1月30日の正午までに議案に対する質疑の通告がありませんでしたので、上程されてい
ます議案については、ただいまから各常任委員会に審査を付託し、12月6日の本会議は休会とい
たします。

日程第2、議案第51号、日程第3、議案52号、日程第4、議案第53号、日程第5、議案
第54号及び日程第6、議案第55号は、総務常任委員会に審査を付託いたします。

日程第7、議案第56号は、建設文教常任委員会に審査を付託いたします。

日程第8、議案第58号は、各常任委員会に審査を付託いたします。

日程第9、議案第59号及び日程第10、議案第60号は、福祉常任委員会に審査を付託いた
します。

日程第11、議案第61号及び日程第12、議案第62号は、建設文教常任委員会に審査を付
託いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、次回の本会議は、12月16日（金）午前9時30分から再開いたします。

これをもちまして、本日は散会といたします。

早朝より大変御苦勞さまでした。

（ 時に午後 2時25分 散会 ）